

令和 7 年度
愛 知 の 下 水 道 (資料編)

愛知県建設局上下水道課



目次

1. 愛知県の下水道計画	
(1) あいち下水道ビジョン 2025	1
(2) 流域別下水道整備総合計画	3
(3) 全県域汚水適正処理構想（都道府県構想）	6
(4) 広域化・共同化計画	7
(5) 矢作川・豊川カーボンニュートラル（C N）プロジェクト	9
(6) 愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）	11
(7) 愛知県流域下水道経営戦略	12
2. 流域下水道	
(1) 愛知県の流域下水道	13
(2) 矢作川流域下水道	16
(3) 境川流域下水道	30
(4) 衣浦西部流域下水道	43
(5) 衣浦東部流域下水道	54
(6) 豊川流域下水道	65
(7) 五条川左岸流域下水道	78
(8) 日光川上流流域下水道	89
(9) 五条川右岸流域下水道	100
(10) 新川東部流域下水道	110
(11) 日光川下流流域下水道	120
(12) 新川西部流域下水道	129
3. 公共下水道	
(1) 公共下水道について	139
(2) 基本計画	142
(3) 法手続	148
(4) 雨水ポンプ場	154
(5) 終末処理場	156
4. 都市下水路	158
5. 下水道普及率等	
(1) 建設事務所毎の下水道普及率の変遷	162
(2) 各市町の下水道普及率	180
(3) 各流域下水道の下水道普及率	182
(4) 下水道普及率の推移	183
(5) 汚水処理人口普及率	184
(6) 高度処理人口普及率	188
(7) 都市浸水対策達成率	190

6.	下水道事業の財源	
(1)	財源	191
(2)	受益者負担金	194
7.	下水道事業費の推移	
(1)	愛知県の下水道事業費	196
(2)	国庫補助事業	202
(3)	県費補助事業	212
8.	下水道の維持管理	
(1)	下水道使用料	216
(2)	水洗化に関する貸付制度	218
(3)	流域下水道管理事業費の推移	221
(4)	流域下水道維持管理費等負担金	222
(5)	災害時の対応	223
9.	下水道事業の各種事業制度	
(1)	新世代下水道支援事業	224
(2)	下水道総合地震対策事業	226
(3)	下水道ストックマネジメント支援制度	230
(4)	合流式下水道緊急改善事業	234
(5)	下水道浸水被害軽減総合事業	234
(6)	100mm/h 安心プラン	234
(7)	下水道広域化推進総合事業	235
(8)	下水道整備推進重点化事業	236
(9)	下水道床上浸水対策事業、大規模雨水処理施設整備事業	238
(10)	民間活力イノベーション推進下水道事業	238
(11)	下水道脱炭素化推進事業	238
10.	下水道のPR	
(1)	下水道の日	239
(2)	下水道出前講座	239
(3)	県政お届け講座	239
(4)	メタウォーターワークス科学館あいち（愛知県下水道科学館）	240
(5)	循環のみち下水道賞	241
(6)	GKP広報大賞	243
11.	人材育成	
(1)	下水道研修	244
(2)	あいち心の浄化センター（愛知県版下水道場）	245
(3)	みずからまもる雨水塾（浸水対策勉強会）	245

12. 下水道事業の執行体制	
(1) 上下水道課	246
(2) 愛知県下水道推進協議会	247
(3) 公益財団法人愛知水と緑の公社	248
13. 下水道関係年表	250
14. 水質保全	
(1) 水質基準	268
(2) 水質汚濁の状況	278
(3) 排水基準	296
(4) 第9次水質総量規制基準	300
(5) 水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験	301
(6) 公害防止計画	302
(7) 高度処理について	303
15. 下水道資源の有効利用	
(1) 下水汚泥の有効利用	311
(2) 処理場用地の有効利用	313

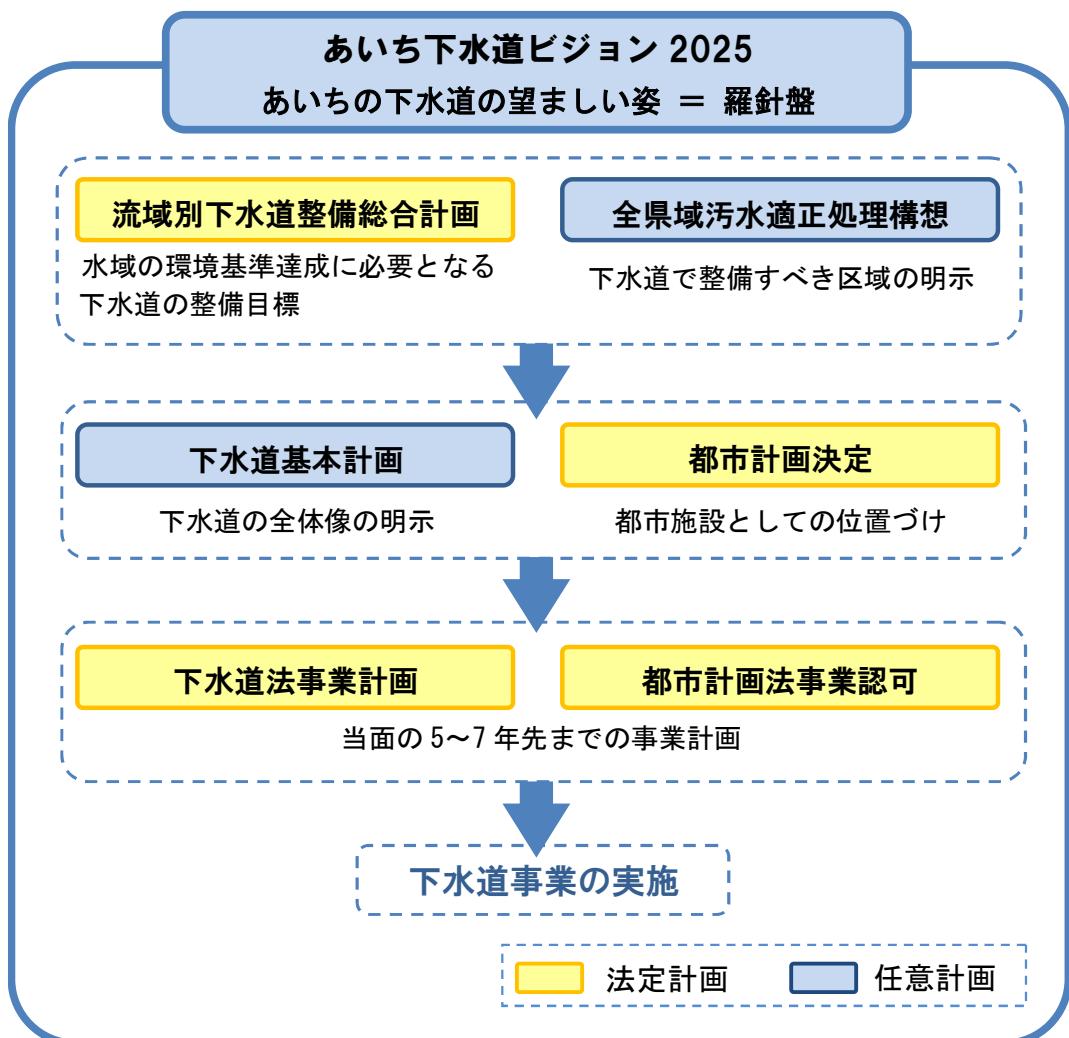
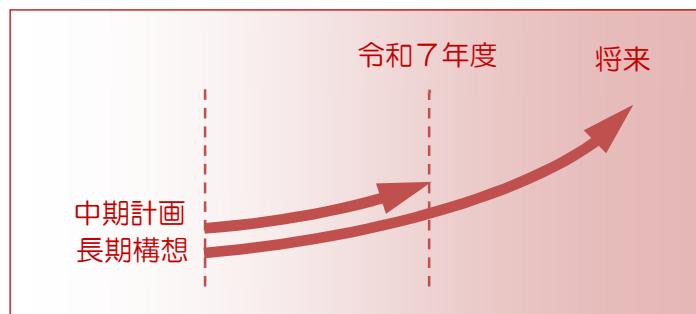
1. 愛知県の下水道計画

(1) あいち下水道ビジョン 2025

愛知県では、下水道事業を推進するため平成 11 年 3 月に「あいち下水道整備中長期計画 (Aqua Dream Plan)」を、平成 19 年 3 月に「あいち下水道整備中長期計画改訂版 (Aqua Dream Plan II)」(以下、「前ビジョン」という。) を策定し、あいちの下水道事業の方向性を示してきました。

前ビジョンにおける中期計画の整備目標年度を迎えるとともに、下水道を取り巻く社会経済情勢の変化や、国による新たな施策（「新下水道ビジョン」の策定（平成 26 年 7 月）、下水道法の改正（平成 27 年 5 月））等、愛知県の下水道事業に関連する状況が変化していることから、前ビジョンを見直し、新たに「あいち下水道ビジョン 2025」(以下、「新ビジョン」という。) を策定しました。

新ビジョンは、あいちの下水道の将来を展望（長期構想）したうえで、今後 10 年程度で取り組むべき施策（中期計画）を示し、個々の下水道計画策定期の羅針盤として位置付けるものです。



新ビジョンでは、下水道本来の役割である**I 快適な水環境を創造する**、**II 安心・安全なまちづくりを支える**に加えて、下水道の持つあらゆる資源を活用して付加価値を生み出す**III 地域社会・地球温暖化対策に貢献する**という3つをあいの下水道の役割としてまとめました。

この3つの役割を達成させるため、6つの施策を設定し、各施策の具体的な取組を展開します。

また、下水道を取り巻く社会経済情勢の変化により、人口減少社会、事業費の抑制、下水道関係職員の減少、施設の老朽化等の課題が挙げられるなか、6つの施策を実現するためには、各施策を横断的に網羅する視点が重要と考え、5つの「横断的な視点」を位置付けました。

役割Ⅰ 快適な水環境を創造する

施策① 戦略的な汚水処理施設整備

- 汚水処理の早期概成を目指した施設整備
- 段階的な高度処理施設の整備
- 計画的な合流改善対策

役割Ⅱ 安心・安全なまちづくりを支える

施策② ハード・ソフトを組み合わせた地震・津波対策

- 段階的な耐震化・耐津波化
- 事業継続計画(BCP)のスパイラルアップ

施策③ 地域が一体となって取り組む浸水対策

- 効率的な施設整備
- 特定都市河川流域における施設整備
- 計画を超える規模の降雨時の減災対策

施策④ 人・モノ・カネの持続可能なマネジメント

- 計画的な施設の老朽化対策
- 経営戦略の策定

役割Ⅲ 地域社会・地球温暖化対策へ貢献する

施策⑤ 下水道資源の有効活用

- 下水汚泥の利用方法や利用先の多角化
- 下水熱の利用
- 下水処理水・貯留雨水の利用
- 下水道の施設・土地の活用

施策⑥ 使用エネルギー・温室効果ガスの低減

- 下水汚泥のエネルギー利用等
- 効率的な機器の設置

施策①～⑥を実現するために必要となる「横断的な視点」

選択と集中

財政、人材等が限られる中で、優先すべき事業を選択し、集中的に推進することにより多様化する下水道事業の役割を果たす。

持続可能な事業経営

施設の老朽化に対応しながら既存ストックを最大限活用し、持続可能な下水道事業経営を目指す。

関係者との連携

多様化する下水道事業の役割に対応するため、各種事業者、民間、大学、県民など、様々な立場の方たちと連携を図る。

人材育成

組織の枠を超えた下水道関係職員の交流や研修の場を活用し、次世代を担う人材を育成する。

情報発信

「見えない下水道」を「見える化」し、下水道の役割や重要性を理解していただくための情報発信やイベント、環境学習等を積極的に実施する。

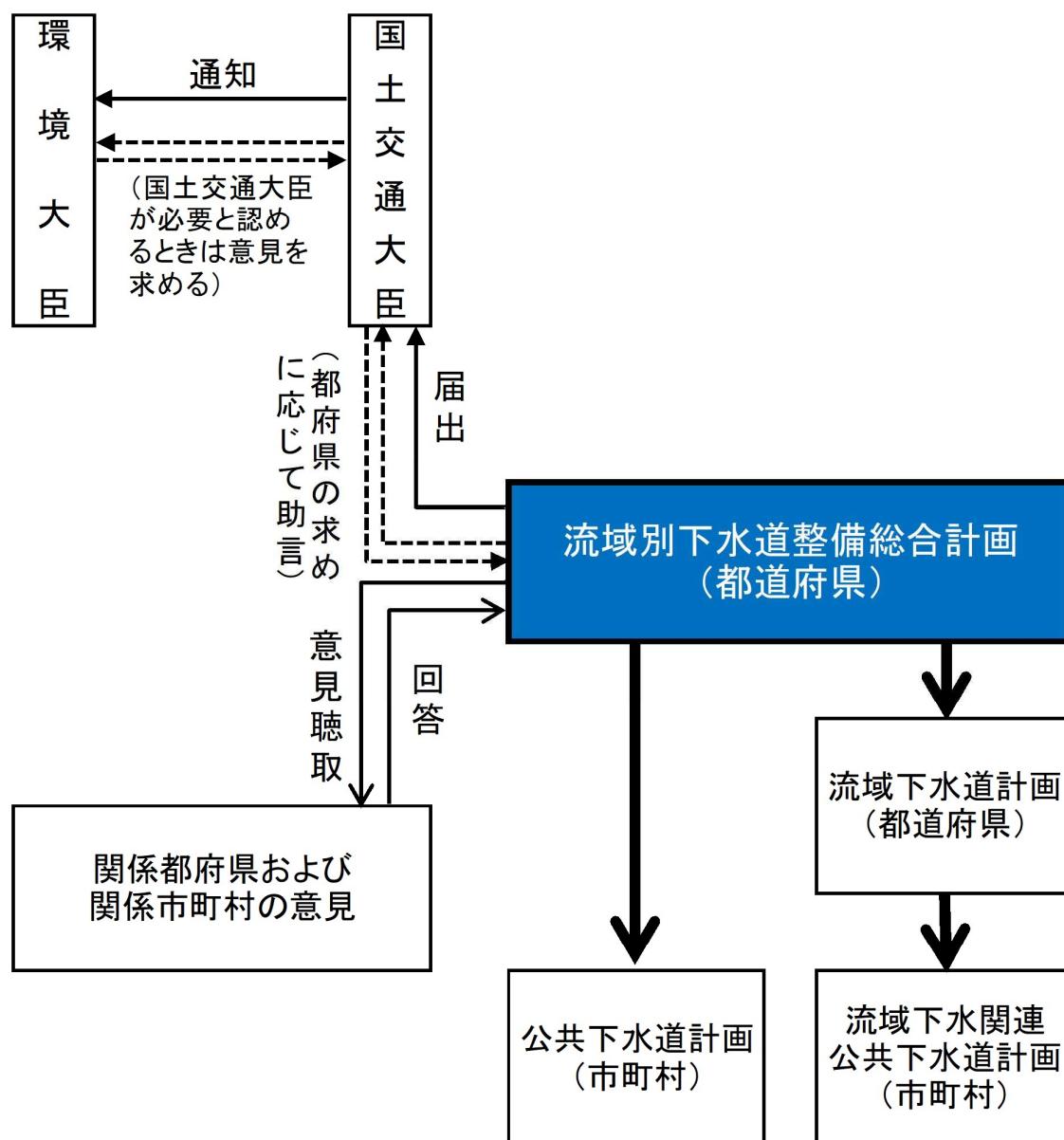
(2) 流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という。）は、昭和45年12月の下水道法の改正にあたって、公共用水域の水質環境基準を達成するために必要な下水道整備に関する総合的な基本計画として、法律上、その策定が義務付けられています（下水道法第2条の2）。

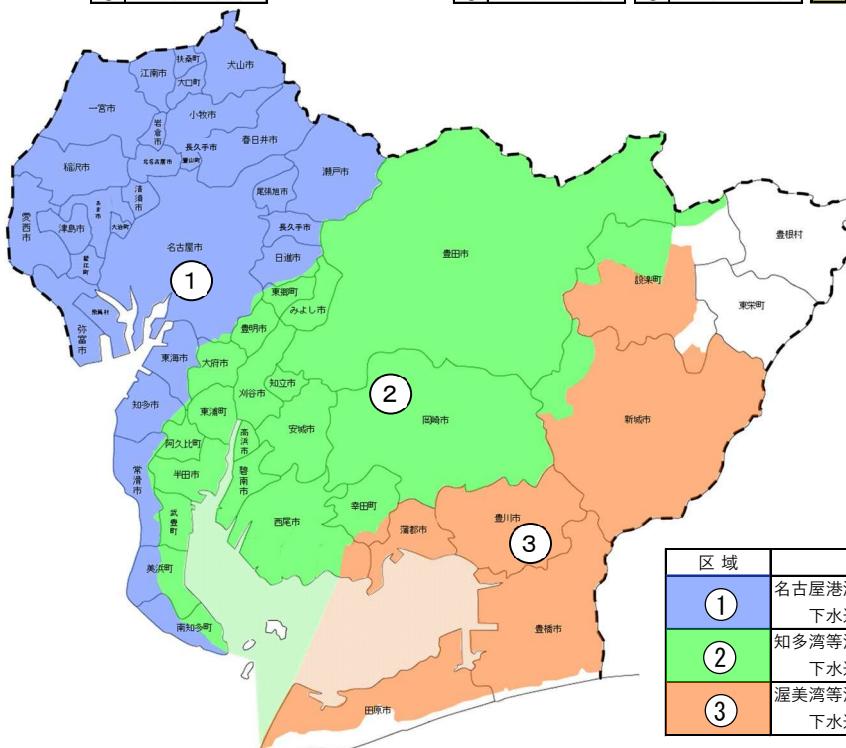
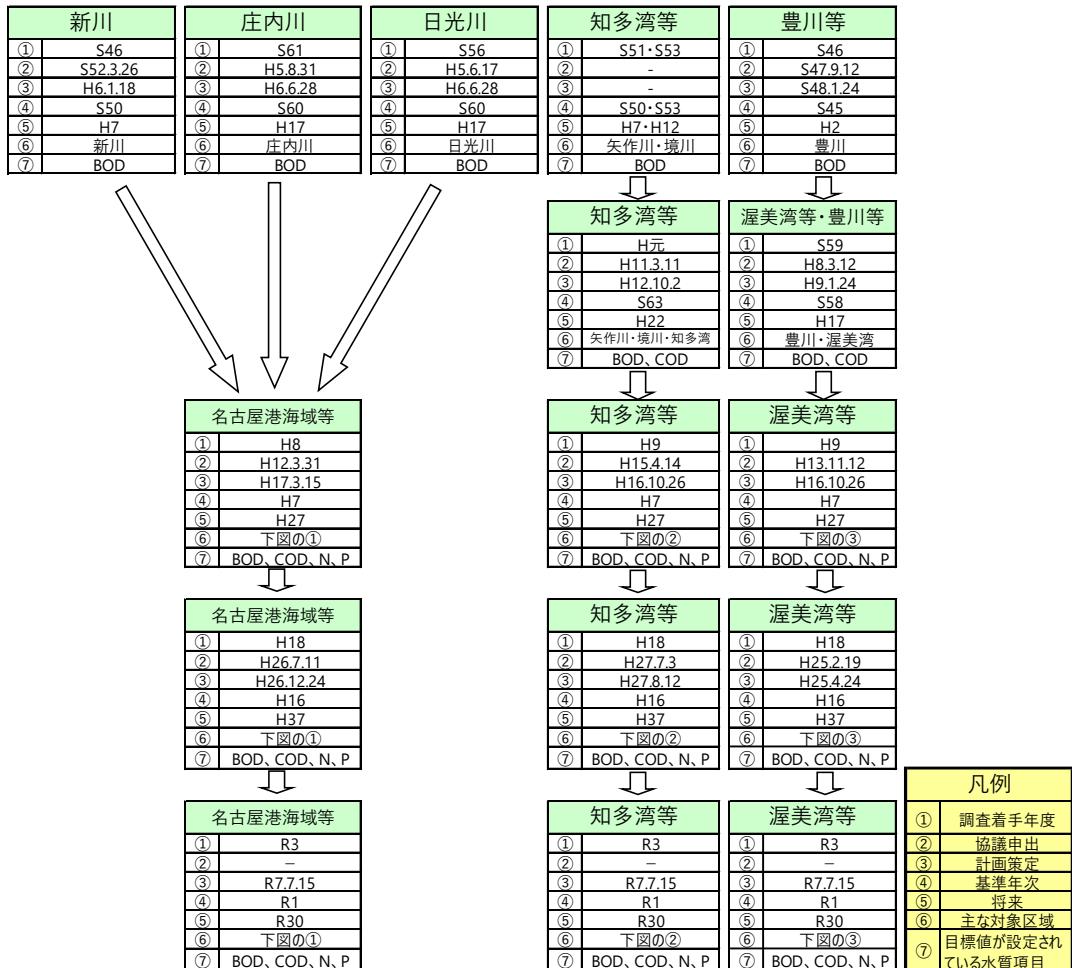
流域別下水道整備総合計画には、次の事項を定めるものとされています。

- ① 下水道の整備に関する基本方針
- ② 下水道により下水を排除し、および処理すべき区域
- ③ ②の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造および能力
- ④ ②の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位

流総計画策定までのフロー



愛知県の流総計画策定実績



計画処理水質については、以下のとおり設定している。

日最大計画下水量	COD	T-N	T-P
30,000m ³ 以上	13 mg/ヶ月	9 mg/ヶ月	0.8 mg/ヶ月
30,000m ³ 未満	14 mg/ヶ月	17 mg/ヶ月	1.4 mg/ヶ月

流域別下水道整備総合計画から事業計画までのフロー

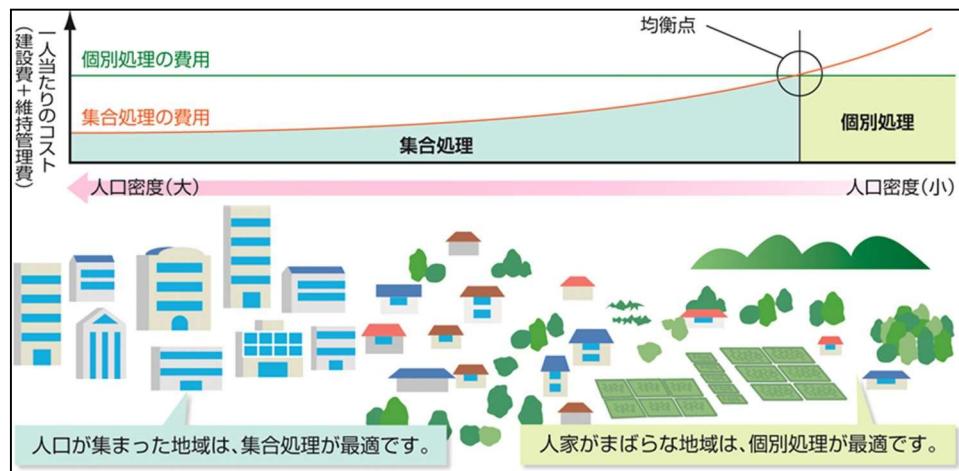
調査・手続きフロー	法 手 続	流総計画の策定	→ 都市計画の策定	→ 下水道法 事業計画	都市計画法 事業計画認可	→ 事業実施
	法手続に必要な事前調査	用地確保の見直し 住民へのPR 財政診断	→ 基本計画調査	→ 事業計画(認可)調査	↑	
根 抱 法	下水道法第2条の2	都市計画法第11条 第1項第3号 都市計画法第13条 第1項第13号	事業計画に対応する年次まで	下水道法第4条（公共下水道）、第25条の23（流域下水道）	都市計画法第59条	
計画の目標年次 あるいは認可の期間	約30年先			5～7年間		
計画、調査、内容	<ul style="list-style-type: none"> 人口、工業出荷額等の基礎フレーム等の基礎フレーム 予定処理区域 発生汚水量(原単位) 処理水の放流先、水質 根幹的下水道施設の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村主体で公共下水道基本計画を作成 県主体で、流域下水道基本計画を作成 	<ul style="list-style-type: none"> 計画図、計画書 総括図、計画図書 計画説明書 区画割平面図、施設平面図 縦、横断図 流量計算、容量計算 水理計算 数量計算など 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施計画であり、主に、技術的な面を重視 主に、都市計画施設の位置、区域もしくは配置等を重視 		
効果、その他	<ul style="list-style-type: none"> 当該水城における具体的な下水道計画の基本になる基礎的な図書となる 国庫補助の対象になる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定以降の作業に必要な基礎的な図書となる 	<ul style="list-style-type: none"> 都市施設として決定された区域内では、建築物が規制される 	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助を受けるようになる 総合計画との整合 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定の内容と適合 	

(3) 全県域汚水適正処理構想（都道府県構想）

① 策定趣旨・経緯

「全県域汚水適正処理構想」は、県内市町村の構想を踏まえ、愛知県が取りまとめた汚水処理施設の整備、運営管理に関する総合的な構想です。愛知県では、平成8年度に策定し、社会情勢の変化等に対応するため、平成15年度、平成23年度、平成28年度に見直しを行い、計画的・効率的に汚水処理事業を進めてきました。

さらに、汚水処理の早期概成を達成するため、未整備地区における整備手法の徹底的な見直しを行うとともに、持続可能な汚水処理事業の運営のため、広域化・共同化計画を追加し、全県域汚水適正処理構想を令和4年度末にとりまとめました。



② 現況・将来目標

現況、中間目標年次、整備完了時（汚水処理施設の整備が完了し、汚水処理人口普及率が100%となった時点）のそれぞれの汚水処理人口普及率は以下のとおりです。

		現況		本構想			
		令和3年度末		令和8年度末		最終像	
		人口 (人)	普及率 (割合) (%)	人口 (人)	普及率 (割合) (%)	人口 (人)	普及率 (割合) (%)
汚水処理人口	下水道	6,054,352	80.6	6,288,967	84.4	6,704,441	90.5
	農業・漁業 集落排水施設	136,501	1.8	126,809	1.7	107,957	1.5
	コミュニティ・ プラント	9,690	0.1	7,819	0.1	2,232	0.0
	合併処理 浄化槽	737,151	9.8	672,248	9.0	597,514	8.1
	合計	6,937,694	92.3	7,095,843	95.2	7,412,144	100.0
汚水未処理人口		577,313	7.7	359,065	4.8	0	0.0
行政人口		7,515,007	100.0	7,454,908	100.0	7,412,144	100.0

※汚水処理人口普及率については、四捨五入を行ったため合計が合わない場合があります。

(4) 広域化・共同化計画

① 趣旨

持続可能な汚水処理事業のため、県と市町村が連携し、中長期的な視点に立った汚水処理の広域化・共同化に係る計画を令和4年度末にとりまとめ、全県域汚水適正処理構想の一部として公表しました。今後は、広域化・共同化計画に位置付けられたメニューの進捗管理に努め、戦略的に広域化・共同化の取組を進めていきます。

② 取組概要

ハード連携、ソフト連携それぞれの取組について、以下に示します。

【ハード連携】

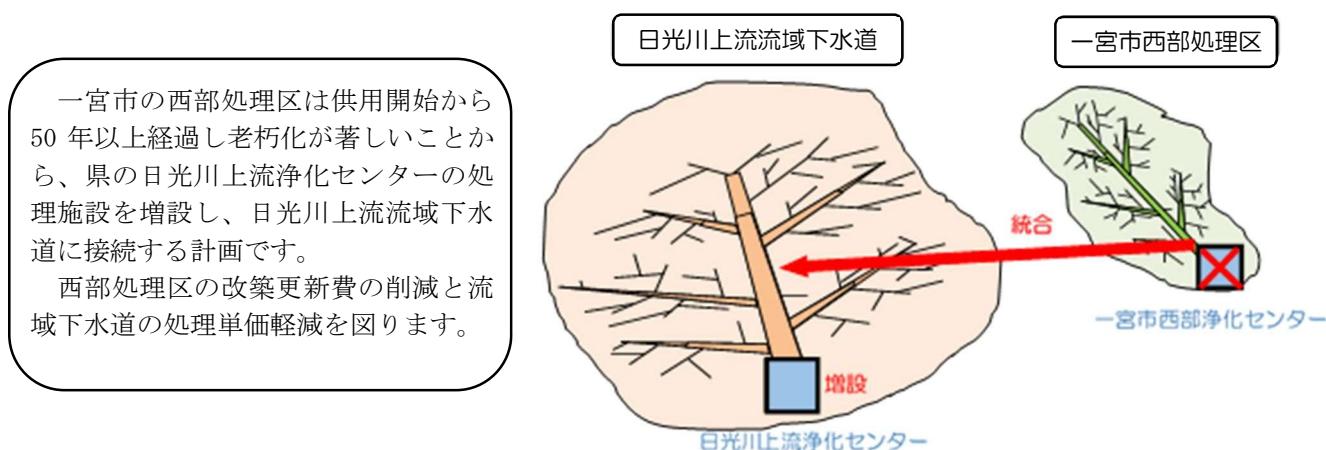
取組メニュー	取組概要
施設の統廃合	単独公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、し尿処理施設等の改築更新のタイミングに合わせて流域下水道などへ接続する。
汚泥処理の共同化	下水処理場で発生する汚泥を、他自治体（流域下水道含む）または、同一自治体内の他処理場へ集約化し共同処理する。
し尿処理施設の下水道接続	し尿処理施設の改築更新のタイミングに合わせて水処理施設の一部を廃止し、流域下水道などへ接続する。
他処理区への編入	行政界に位置する一部の区域の汚水を効率的に処理するため隣接自治体へ編入する。

【ソフト連携】

取組メニュー	取組概要
維持管理業務の共同化	下水道施設の点検などの維持管理業務を複数の自治体で共同発注する。
下水道事務等の共同化	給排水設備指定業者登録事務を複数の自治体で一元化（集約化）する。 給排水設備工事申請手続きのオンライン化を複数の自治体で共同発注（共同整備）する。
災害訓練等の共同化	県や市町村等が災害訓練を共同で実施するなど、共同体制の構築により災害時対応の強化を図る。
人材育成の共同化	県と市町村等が研修会を共同で開催することにより、人材育成の強化を図る。

<具体的な取組>

- 施設の統廃合（一宮市単独公共下水道（西部処理区）の流域下水道への接続）



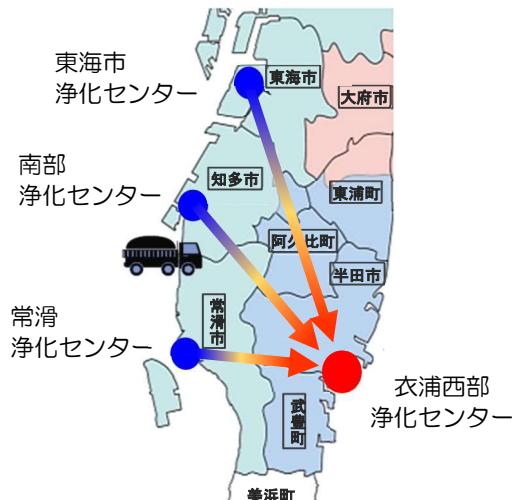
○ 汚泥処理の共同化（衣浦西部浄化センター 共同汚泥処理事業）

衣浦西部浄化センターと知多市の下水処理場では、焼却炉が老朽化し、更新が必要な状況になっています。

また、常滑市、東海市では、下水道の普及に伴う汚泥量の増加に対応するため、焼却炉の建設が必要な状況になっています。

これに対処するため、3市公共下水道と衣浦西部流域下水道で発生する汚泥を衣浦西部浄化センターに集約することで、建設費、維持管理費の削減を図ります。

令和4年度供用開始。



○ 愛知県流域下水道における共同汚泥処理体制

愛知県流域下水道の脱水汚泥の処理・処分は、これまで焼却炉を浄化センターごとに設置するなど個別に実施してきました。

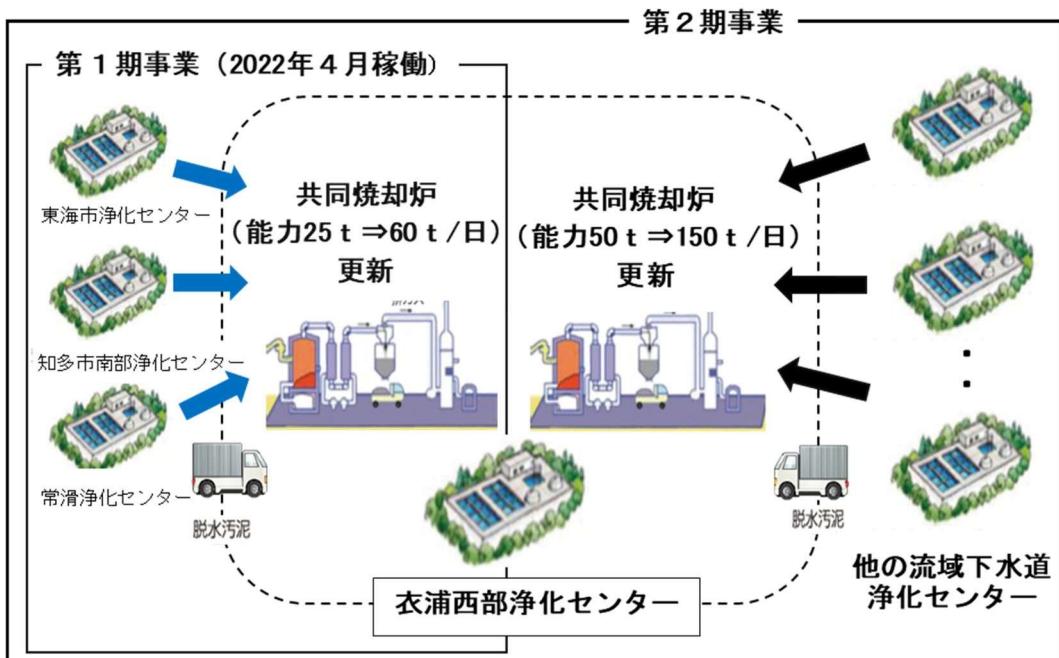
令和4年度からは、「計画的、効率的な焼却炉等の予備能力の確保による安定した汚泥処理」、「スケールメリットを生かしたコスト縮減」を目的に、全流域下水道が共同で脱水汚泥の処理・処分を行い、建設と維持管理に要する費用を応分に負担する共同汚泥処理体制で実施します。

共同炉の設置は汚泥の運搬費用を抑えるため、県内3地域（尾張・西三河・東三河地域）に分散設置することとしており、施設の故障や災害時のリスクにも対応できる計画としています。

共同1号炉は、西三河地域に設置し、衣浦西部浄化センター第2期事業として、3市の汚泥に加え他の流域下水道の一部汚泥も計画に見込み、施設を大型化して建設します。

共同2号炉は、尾張地域に設置し、五条川左岸浄化センター焼却炉の老朽化に伴う建て替えに合わせて、施設を大型化して建設します。

共同汚泥処理体制イメージ図（共同1号炉）



(5) 矢作川・豊川カーボンニュートラル(CN)プロジェクト

愛知県では矢作川流域をモデルケースとし、“水循環”をキーワードに、再生可能エネルギー等の導入による国土強靱化を始め、森林保全・治水・水道からエネルギーまでを含め、官民連携で総合的かつ分野横断的にカーボンニュートラルの実現を目指す矢作川CNプロジェクトに2021年9月から取り組んでいます。

2022年8月には、知事を会長とする「矢作川CN推進協議会」を設立して施策の具体化を推進し、その成果を基に、2023年度から豊川流域を含んだ三河全域へ拡大して「矢作川・豊川CNプロジェクト」として取り組んでいます。

矢作川・豊川CNプロジェクトの施策体系は以下のとおりです。

1. 再生可能エネルギーの創出	1-1. 既存水力発電の増強
	1-2. 水インフラ空間における水力発電施設の設置
	1-3. 温度差エネルギーの活用
	1-4. 水インフラ空間における太陽光発電施設の設置
	1-5. バイオマス活用の推進
2. エネルギーの省力化	2-1. 水道施設の再編及び汚水処理の統廃合
	2-2. 新設時や機器更新時における最新技術の導入
	2-3. 温度差エネルギーの活用
	2-4. その他
3. CO ₂ 吸収量の維持・拡大	3-1. 森林・緑地の保全
	3-2. 循環型林業の推進及び木材利用の促進
4. 新技術・新システム	4-1. 上下水道の連携
	4-2. 水循環マネジメントによる水利用の最適化
	4-3. 建設工事におけるCO ₂ 排出量の削減
	4-4. 官民によるCNに向けた動きとの連携
	4-5. その他

■ : 下水道事業に係わる施策

また、矢作川・豊川CNプロジェクトで下水道事業が実施している主な具体的な取組みは以下のとおりです。

○ 矢作川浄化センターにおけるPPA方式による太陽光発電

事業者が矢作川浄化センターに太陽光発電設備を設置し、発電した電気を矢作川浄化センターに供給します。

PPA (Power Purchase Agreement、電力購入契約) 方式で事業を実施し、2025年3月に事業者と基本協定を締結しました。

2025年度から発電設備の設置工事を開始し、2027年度中の電力供給開始を目指しています。

電力供給期間 電力供給開始日から20年間

設置にあたり、環境省所管の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用しています。

○ 焼却廃熱を利用した発電等により温室効果ガスを削減

衣浦西部浄化センターで、焼却廃熱を利用した発電によって他施設への電力供給、焼却廃熱により汚泥を乾燥し燃えやすくすることで補助燃料ゼロを実現する焼却炉を建設しています。従来型の焼却炉と比べて、温室効果ガスの約8割の削減が可能となります。

○ 分野横断的な汚水処理の広域化・共同化による省エネルギーの推進

汚水処理の広域化・共同化計画に基づき、ハード・ソフトの両面から広域化・共同化の取組を進めています。農業集落排水施設等などの小規模な汚水処理施設を、大規模な流域下水道へ統廃合することで、使用電力量の削減等による省エネルギー化に取り組んでいます。

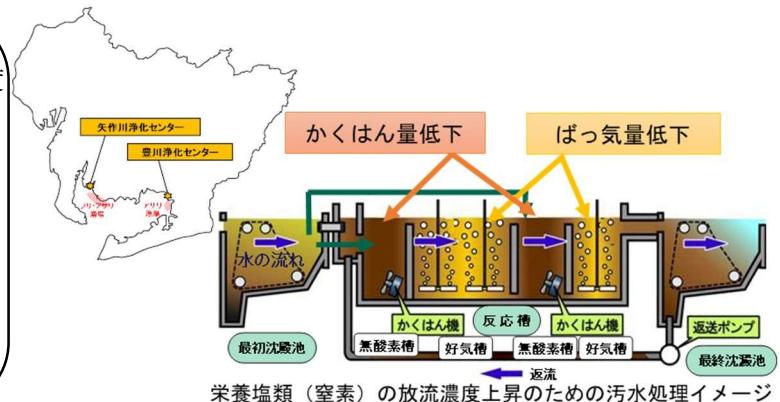
施設の統廃合の内訳

種 別	全施設数 (2021年度末)	統廃合施設数			統廃合後 の施設数	施設の 削減効果
		短期 (5年程度)	中期 (10年程度)	長期 (概ね20~30 年)		
下水道（単独公共）	46	9	2	1	6	37 約20%削減
農業集落排水施設	154	75	8	17	50	79 約49%削減
コミュニティ・プラント	18	17	1	10	6	1 約94%削減
し尿処理施設※	29	3	2	1	0	26 約10%削減
全 体	247	104	13	29	62	143 約42%削減

※し尿処理施設29施設の内、11施設は水処理施設の一部を廃止し下水道へ接続済

○ 水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験の実施

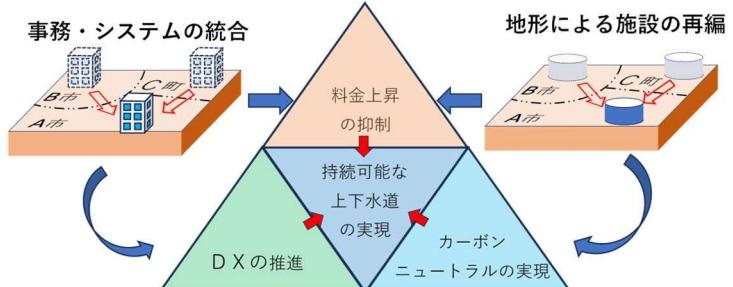
水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた「社会実験」として、2022年度から2年間、下水処理場から放流する処理水の窒素とリンの濃度を上昇させる社会実験を実施しました。環境への影響は見られず、ノリやアサリへの一定の効果が確認されたことから、2024年度以降も継続しており、水処理運転の使用電力量の削減により、運転エネルギーの省力化に寄与しています。



○ 西三河地域における県と市町等の上下水道の一本化

持続可能な上下水道サービスを提供していくため、上下水道が広域で連携し、料金上昇の抑制、カーボンニュートラルの実現、DXの推進に取り組んでいきます。矢作川流域を中心とした西三河地域において、全国初となる県と市町等の上下水道の一本化による連携を進めており、2024年度には「矢作川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）準備会」を設立して検討を進めています。

一本化の方策（イメージ）



(6) 愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）

愛知県では、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、1997年8月に「愛知県環境基本計画」を策定し、この基本計画の目標を達成するためには、本県も事業者・消費者として、環境負荷低減に向けた取組を自主的に推進していく必要があることから、県が行う全ての事務・事業について、具体的な率先行動の内容や取組目標、推進体制等を定めた「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）」を1998年3月に策定しました。

また、地球温暖化対策の国際的な取組の進展の中で、国の地球温暖化対策の推進の枠組等を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」が1999年4月に施行され、地方公共団体に対し「温室効果ガスの排出の抑制のための措置に関する計画（実行計画）」を策定することが義務付けられたことから、あいちエコスタンダードをその「実行計画」に位置づけました。さらに、あいちエコスタンダードは、2000年3月に温対法第21条に規定する「都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画」として策定が義務つけられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」としても位置づけられました。

国は2021年10月に地球温暖化対策計画を改定し、2030年度までの温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比46%減とする新たな目標を掲げたことから、本県では2022年12月に地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められた温室効果ガス（二酸化炭素CO₂、メタンCH₄、一酸化二窒素N₂O、ハイドロフルオロカーボンHFCs、パーフルオロカーボンPFCs、六ふつ化硫黄SF₆、三ふつ化窒素NF₃の7種類）を削減の対象とした「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」を策定し、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すという長期目標の下、その途上である2030年度を目標年度として、本県の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することとしました。これを受け、あいちエコスタンダードは2023年8月に改定を行い、省エネに係る目標及び温対法の実行計画に係る目標について、2021年度から2030年度までの10年間を計画期間とする新たな数値目標を掲げました。

あいちエコスタンダードでは、温室効果ガス排出量が多い下水道事業と水道事業は、事務事業と別に区分され、下水道事業としては温室効果ガス排出量(CO₂換算・処理水量当たり)の短期目標を前年度比4.6%以上削減、全体目標を2030年度時点で2013年度比53.8%削減とすることを定め、環境保全の取組として下記の項目を掲げました。

○ 下水道事業における環境保全の取組

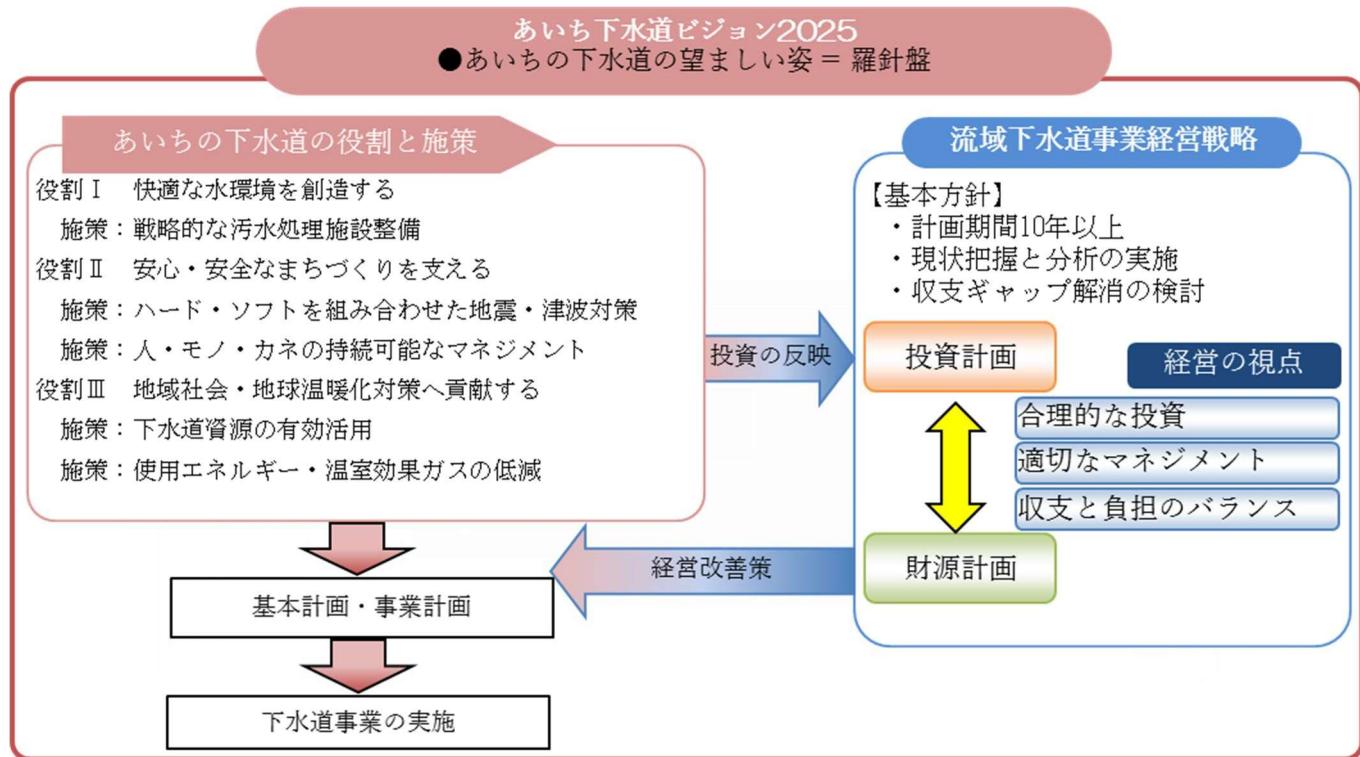
- ・ポンプ、散気装置、攪拌機等の下水道機器の省エネ・高効率機器への更新を進める。
- ・ポンプのインバータ制御、運転方法の工夫など省エネ稼働を図る。
- ・バイオマスの利活用（下水汚泥のメタン発酵、炭化）、下水熱の利用を図る。
- ・下水汚泥から製造した炭化物を石炭火力発電所で石炭代替燃料として引き続き利用する。
- ・下水汚泥の固形燃料化や肥料利用について検討を進める。
- ・下水汚泥をメタン発酵し発生したバイオガスを、発電や焼却炉の補助燃料に引き続き利用する。
- ・温室効果の高い一酸化二窒素の排出量を削減するため、排出抑制型の焼却炉を導入する。
- ・焼却廃熱を有効利用することにより、外部からの電力や重油等の燃料を削減する焼却炉を導入する。
- ・太陽光発電設備及び蓄電池設備などの導入を検討し、創エネ・蓄エネの取組を推進する。

(7) 愛知県流域下水道経営戦略

① 経営戦略策定の趣旨・背景

下水道事業においては、人口減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大等により経営環境が厳しさを増している状況にあり、下水道サービスの安定的な継続のためには、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、経営健全化を図る必要があります。

本県では2016年11月に下水道中期計画「あいち下水道ビジョン2025」を策定し、その中で人・モノ・カネを一体的に管理し、管理・運営に適した持続可能な体制を確立するため、中期的な収支計画による経営戦略を策定し、経営戦略に基づく効率的な事業実施を推進することとしています。



② 計画期間

2020年度から2029年度までの10年間

③ 経営の基本方針

- 選択と集中による投資の合理化

財源、人材等が限られる中で、地域の状況、特性及びニーズに応じて、優先すべき事業を選択し、予算及び人材を集中させて効率的かつ効果的な事業の実施を目指します。

- 適切なマネジメントによる持続可能な事業経営

施設の老朽化に対応しながら既存ストックを最大限活用した最適な施設・経営管理及び事業管理を行って、持続可能な事業経営を目指します。

- 収支と負担のバランスに配慮した健全経営の維持

補助金や企業債などの資金、市町負担金を適切に確保し、収支均衡した健全経営を目指します。

④ 投資・財政計画

- 収益的収支について

本県の流域下水道は、下水道処理人口の増加に合わせて処理水量の増加を見込んでおり、それに伴い営業収益・営業費用ともに増加を見込んでいます。

- 資本的収支について

経営戦略では、“新・増設”、“改築・更新”、“地震対策”のバランスを考え投資計画を策定しています。

⑤ 事後検証

- 経営戦略の進捗管理

毎年、決算確定後に投資・財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離が無いか検証を行います。

- 経営戦略の見直し

下水道事業を取り巻く情勢の変化や新たな課題に対応するため、概ね5年毎に見直しを行います。

2. 流域下水道

(1) 愛知県の流域下水道

1) 流域下水道の経緯

愛知県における流域下水道の生い立ちについては、昭和 43 年、本県の総合排水対策として企画課及び土木部計画課を中心として検討されてきましたが、昭和 44 年に副知事を議長とする愛知県広域下水道調査計画会議が設置され、この会議により流域下水道の基本構想がまとめられました。

この構想は、第 3 次愛知県地方計画に盛り込まれました（昭和 45 年 1 月に完成）。

基本構想の概要は、次のとおりです。

ア 目標

河川等の水質汚濁防止策の中の抜本対策として、広域下水道を整備する。

イ 計画

中部圏の整備、開発区域全域を対象に、3 流域、2 臨海下水道を整備し、全ての汚水を集約して、これを海岸部まで導水して高級処理する。

昭和 45 年には、調査計画会議の下部組織として企画部長を議長とする専門部会を設置して検討することとし、建設省の指導に基づいて調査範囲を最も緊急度の高い矢作川・境川流域にしぼることになりました。

これを受け矢作川処理区、境川処理区、衣浦西部処理区、衣浦東部処理区の合計 4 処理区から成る矢作川・境川流域下水道基本計画が策定されました。

昭和 46 年度には、土木部に下水道課が設置されました。その後、基本構想区域を 11 処理区に分割した県内の流域下水道のマスタープランが発表され、順次実施に移していくことになりました。

その後、庄内川流域下水道構想については単独公共下水道として事業着手されたことに伴い、同構想は解消され、流域下水道のマスタープランは日光川上流、日光川下流、新川、五条川左岸、五条川右岸、境川、矢作川、衣浦西部、衣浦東部、豊川の合計 10 処理区となりました。

また、平成 8 年 4 月に新川処理区部会から東部と西部の 2 処理区に分けた整備案の陳情があり、検討した結果、県としても早期整備のためにはやむを得ないと結論に達し、合計 11 処理区となりました。

現在、全ての処理区（矢作川、境川、衣浦西部、衣浦東部、豊川、五条川左岸、日光川上流、五条川右岸、新川東部、日光川下流、新川西部）で供用開始しています。

2) 基本計画の考え方

基本計画は、都市計画決定、都市計画事業認可及び下水道法事業計画などの前提となる計画であるため、これらの内容を包含しています。

本県の流域下水道事業は、昭和 46 年 3 月に策定した矢作川・境川流域下水道基本計画に位置付けられた境川処理区として、昭和 46 年に境川流域下水道が事業着手され、以後、流域下水道の順次事業着手及び事業の推進に努めています。

昭和 45 年 12 月、下水道法の改正に伴い、流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という。）の策定が義務付けられ、基本計画の上位計画として位置付けられています。

昭和 47 年に事業着手した豊川流域下水道は、上位計画である豊川等流総計画（昭和 48 年 1 月 24 日、建設大臣承認）との適合を図り、基本計画が策定されました。

現在の各流域下水道基本計画は、名古屋港海域等、知多湾等、渥美湾等の 3 つの流総計画に基づいて策定されています。

流域下水道の基本計画一覧表

令和7年4月1日現在

流域下水道名	計画 処理区域 (ha)	計画 人口 (人)	処理能力 (m ³ /日)	基本計画			放流先	水質環境基準 放流先の 水城類型*2	関係市町名 ()は未供用都市 ○○市町は処理場所在地を示す	着手 年度	供用 開始日	
				管渠延長(m) ()は複数条管 含む	処理場 面積 (m ²)	事業費 (億円)						
矢作川	16,469	858,301	467,000	625,000	72,180 (2条管 84,050)	2,748	分流式(一部合流) 凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	矢作川	(衣浦湾) ・海城A・ ¹ ・海城II・ ¹	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、 幸田町、 《4市1町》	S47	H4. 4. 1
境川	12,375	675,996	372,600	322,991 (2条管 60,750)	56,040	1,853	分流式(一部合流) 凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	衣浦港	・海城C・ ¹ ・海城IV・ ¹	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、 東郷町、東浦町 《7市2町》	S46	H1. 4. 1
衣浦西部	3,818	212,036	112,100	217,800	25,840	1,072	分流式 凝集剤添加嫌気無酸素好気法 +高速車続ろ過	衣浦港	・海城C・ ¹ ・海城IV・ ¹	半田市、知多市、阿久比町、東浦町、 武豊町 《2市3町》	S58	H3. 4. 1
衣浦東部	3,008	132,490	78,000	88,600	23,750	657	分流式 凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	衣浦港	・海城C・ ¹ ・海城IV・ ¹	碧南市、安城市、高浜市 《3市》	S63	H8. 4. 1
豊川	6,583	222,600	106,900	360,000 (2条管 35,710)	35,660	1,583	分流式 凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	衣浦港	・海城B・ ¹ ・海城III・ ¹	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市 《4市》	S47	S55.12.1
五条川左岸	5,499	204,017	129,500	122,000	12,150	944	分流式 凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	巾下川	・河川D・ ¹	犬山市、小牧市、岩倉市、大口町 《3市1町》	S52	S62. 4. 1
日光川上流	4,261	227,440	147,600	144,400	25,180	1,255	分流式 凝集剤添加硝化脱窒法 +オゾン滅菌	日光川	・河川D・ ¹	一宮市、稻沢市 《2市》	H2	H12. 4. 1
五条川右岸	4,010	187,100	88,000	114,100	26,870	826	分流式 凝集剤添加硝化脱窒法	五条川	・河川D・ ¹	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、 扶桑町 《4市2町》	H5	H13. 4. 1
新川東部	1,746	97,300	41,200	82,000	17,190	634	分流式 凝集剤添加硝化脱窒法	鴨田川	・河川D・ ¹	北名古屋市、豊山町 《1市1町》	H12	H20. 3. 31
日光川下流	4,664	242,900	133,750	166,000 (2条、3条管 81,820)	65,000	1,110	分流式 凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	名古屋港	・海城C・ ¹ ・海城IV・ ¹	津島市、(稲沢市)、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町 《5市2町》	H14	H22. 3. 31
新川西部	1,512	70,700	34,600	52,100	16,930	468	分流式 凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	新川	・河川D・ ¹	稲沢市、道須町、(北名古屋市) 《3市》	H17	H25. 3. 31
計 *3	63,945	3,130,880	人 $\frac{m^3}{日}$ 1,711,250	2,294,991 m^2	376,790 m (410,240)	億円 13,149						

*1 管渠延長には放流渠を含まない。施工済管渠は実績延長により修正している。

*2 1, ¹, ¹, ¹は達成期間の分類(1:直ちに達成、¹:5年以内で可及的速やかに達成、¹:5年を超える期間で可及的速やかに達成)を示す。

*3 端数処理の関係で計が合わないことがある。

流域下水道の整備状況

(令和7年4月1日)

流域下水道名	事業着手年度	供用年度	幹線管渠(km)*1			処理場(千m3/日)			事業費(億円)			流域開通 公共下水道 普及率 (R6年度末)
			計画 延長 ①	施工 延長 ②	進捗率 ②/①	計画 処理能力 ③	現有能力 ④	進捗率 ④/③	全体 事業費 ⑤	施工済み ⑥	進捗率 ⑥/⑤	
矢作川	S47年度	H4年度	72.2	72.2	100.0%	467.0	303.8	65.1%	2,748	2,250.3	81.9%	83.4%
境川	S46年度	H元年度	56.0	56.0	100.0%	372.6	212.6	57.1%	1,853	1,341.5	72.4%	84.5%
衣浦西部	S58年度	H3年度	25.8	25.8	100.0%	112.1	84.6	75.5%	1,072	723.6	67.5%	88.1%
衣浦東部	S63年度	H8年度	23.8	23.7	100.0%	78.0	41.3	52.9%	657	497.0	75.6%	83.6%
豊川	S47年度	S55年度	35.7	35.7	100.0%	106.9	100.0	93.5%	1,583	967.9	61.2%	83.0%
五条川左岸	S52年度	S62年度	12.2	12.2	100.0%	129.5	91.2	70.4%	944	816.1	86.5%	77.6%
日光川上流	H2年度	H12年度	25.2	25.2	100.0%	147.6	68.6	46.5%	1,255	708.9	56.5%	61.3%
五条川右岸	H5年度	H13年度	26.9	26.9	100.0%	88.0	36.0	40.9%	826	623.6	75.5%	51.0%
新川東部	H12年度	H19年度	17.2	15.3	89.3%	41.2	18.5	45.0%	634	314.5	49.6%	61.4%
日光川下流	H14年度	H21年度	65.0	63.7	98.0%	133.8	36.2	27.0%	1,110	655.6	59.1%	42.6%
新川西部	H17年度	H24年度	16.9	15.7	93.0%	34.6	8.8	25.4%	468	249.2	53.2%	35.9%
計 ※2			376.8	372.4	98.8%	1,711.3	1,001.6	58.5%	13,149	9,148.3	69.6%	74.1%

*1:幹線管渠の延長には、2条目、3条目及び放流渠の延長は含まない。

*2:端数処理の関係で計が合わないことがある。

(2) 矢作川流域下水道

矢作川流域下水道は、矢作川・境川流域下水道基本計画の中に位置付けられ、西尾市始め4市4町を対象として、昭和47年11月に都市計画決定されました。(平成15年10月に藤岡町が新たに都市計画決定されましたが、平成17年4月に豊田市と合併し、平成23年4月に西尾市、一色町、吉良町、幡豆町が合併し、西尾市になったため、現在は4市1町を対象としています。)

当流域下水道は昭和47年度に事業着手、平成4年4月に供用開始しました。現在、4市1町の汚水を処理しています。

現在の運転状況（矢作川浄化センター）

供用開始年月	平成4年4月		
処理能力	日最大 303,800 m ³ (令和7年4月現在)		
処理フロー	(水処理) 初沈→反応槽→終沈→急速ろ過→紫外線滅菌→放流 (汚泥処理) 濃縮→消化(一部)→脱水→焼却→場外搬出(有効利用)		
処理区域面積	14,949ha (令和7年4月現在)		
処理区域内人口	826,790人 (令和7年4月現在)		
日平均流入水量	239,343m ³ (令和6年度実績)		
流入水質および放流水質	流入水	放流水	
	BOD	200	2.6
	COD	95	7.7
	SS	150	1.0 未満
	T-N	29	7.9
	T-P	4.5	0.9
(単位 mg/l, 令和6年度平均)			
放流先	矢作川		
汚泥発生状況	脱水ケーキ 65,729t (令和6年度実績) 他流域処理場へ払出量 1,763t、他流域処理場から受入量 528t		
	焼却処理 60,571t (焼却灰 2,172 t)		
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：セメント原料、肥料原料、建設資材原料として有効利用 焼却灰：セメント原料、建設資材原料として有効利用		

関連市町別の現況（矢作川）

項目 市町名	令和6年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
岡崎市	5,955	343,594	331,151	105,969
豊田市	4,033	231,805	216,857	67,065
安城市	1,356	88,777	82,193	24,816
西尾市	2,980	132,153	122,181	34,116
幸田町	624	30,461	29,452	7,877
計	14,949	826,790	781,834	239,343

注1) 処理区域面積は、令和7年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

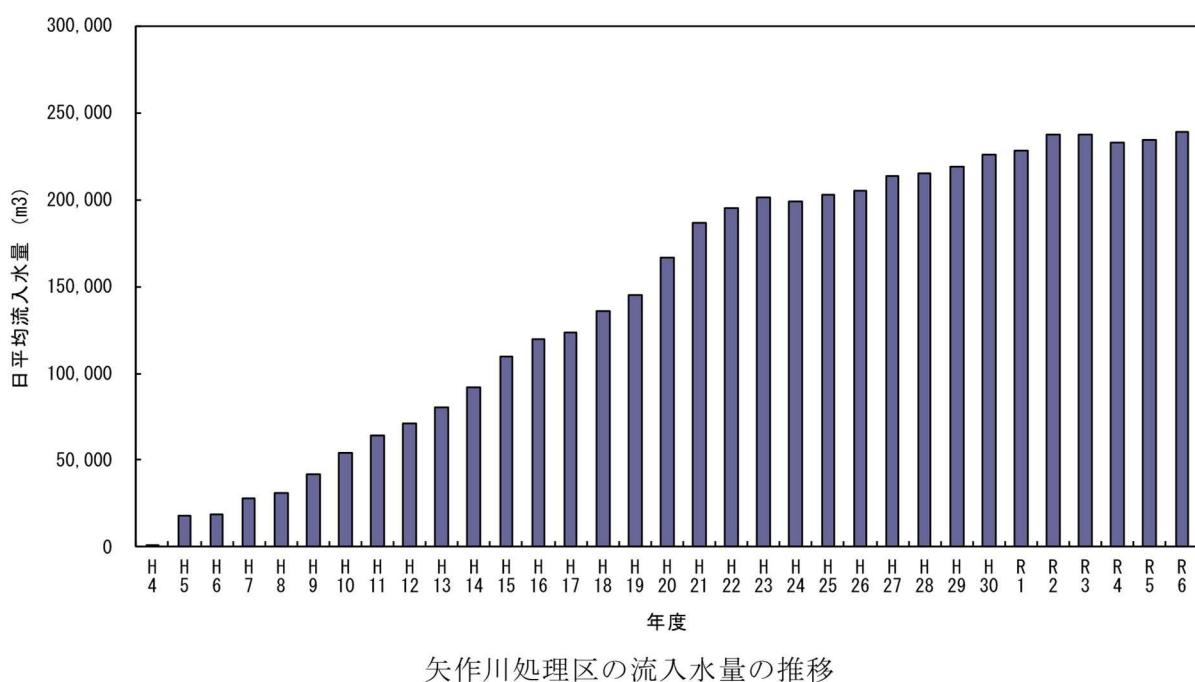
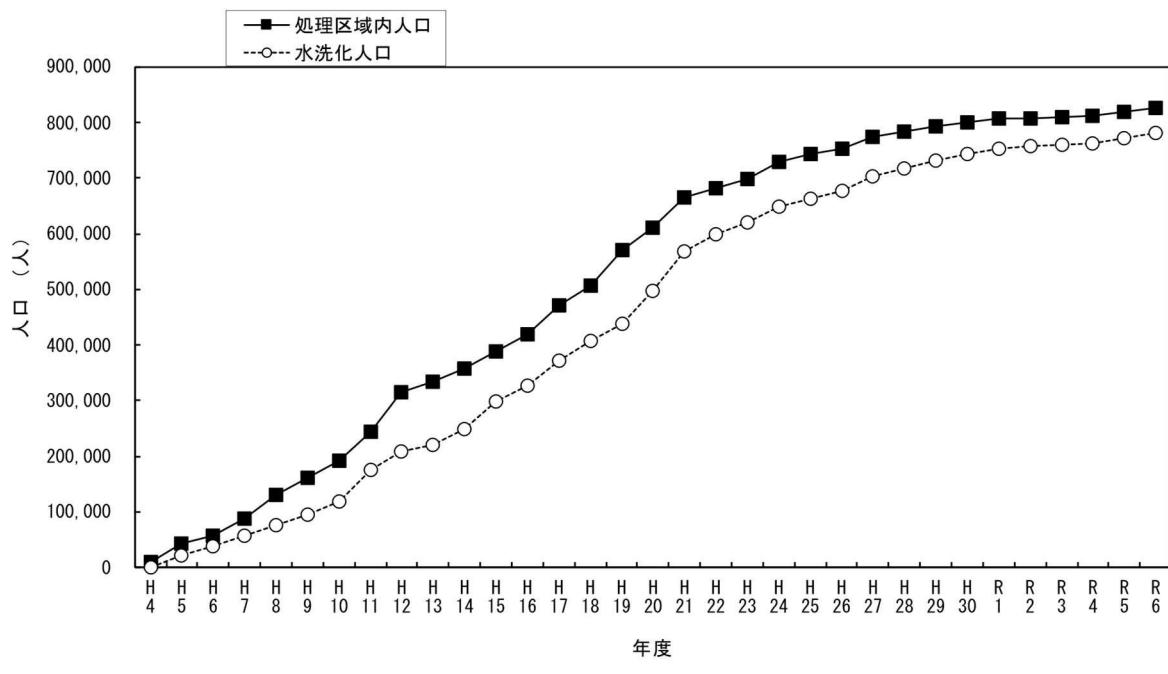
注2) 処理区域内人口は、令和7年4月1日現在の処理開始公示区域において、令和7年4月1日現在の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、令和7年4月1日現在の下水道接続人口を示している。

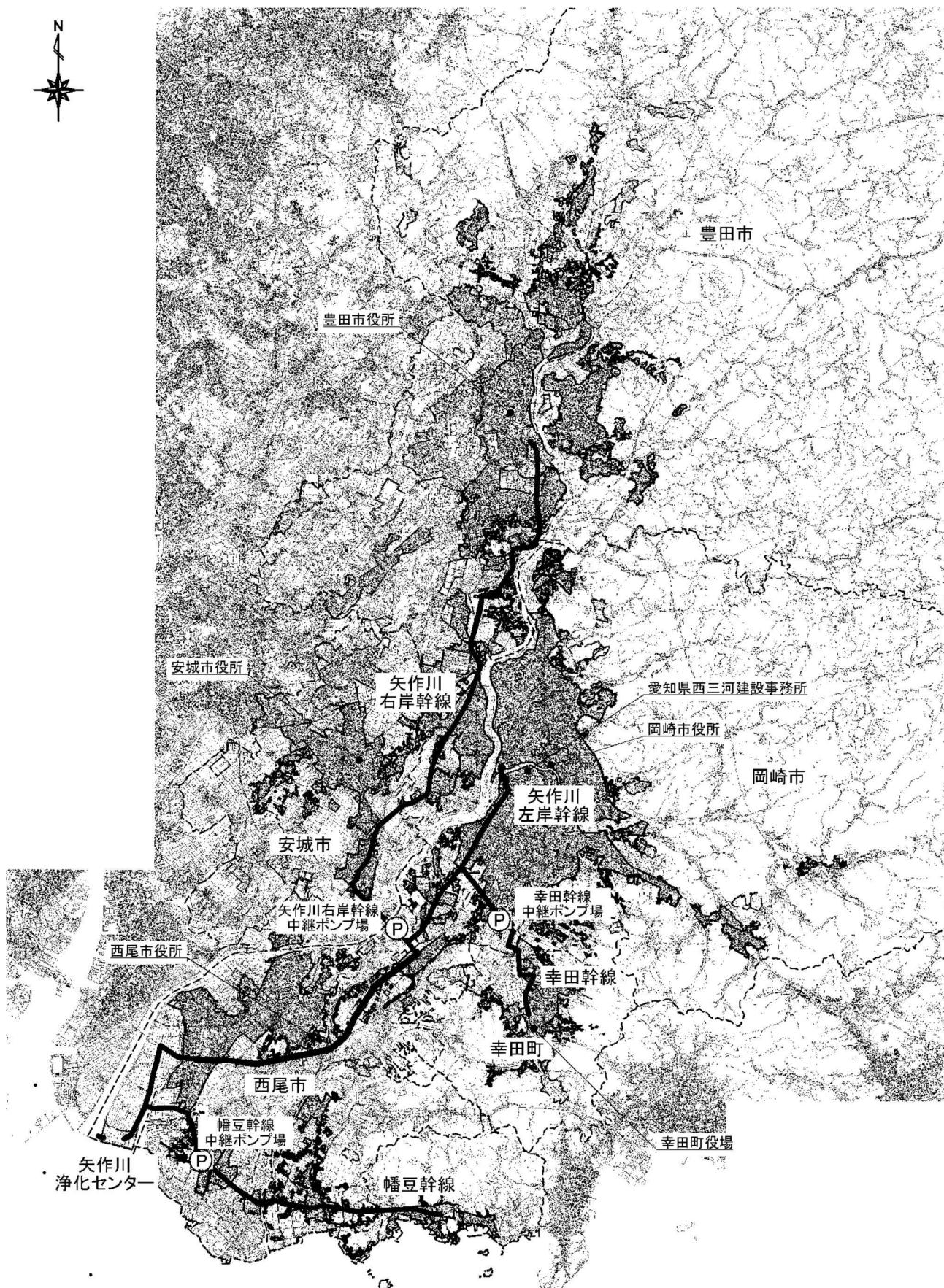
注4) 流入水量は、令和6年度の日平均流入水量を示している。

注5) 将来流域下水道に編入される計画の区域・人口は含まない。

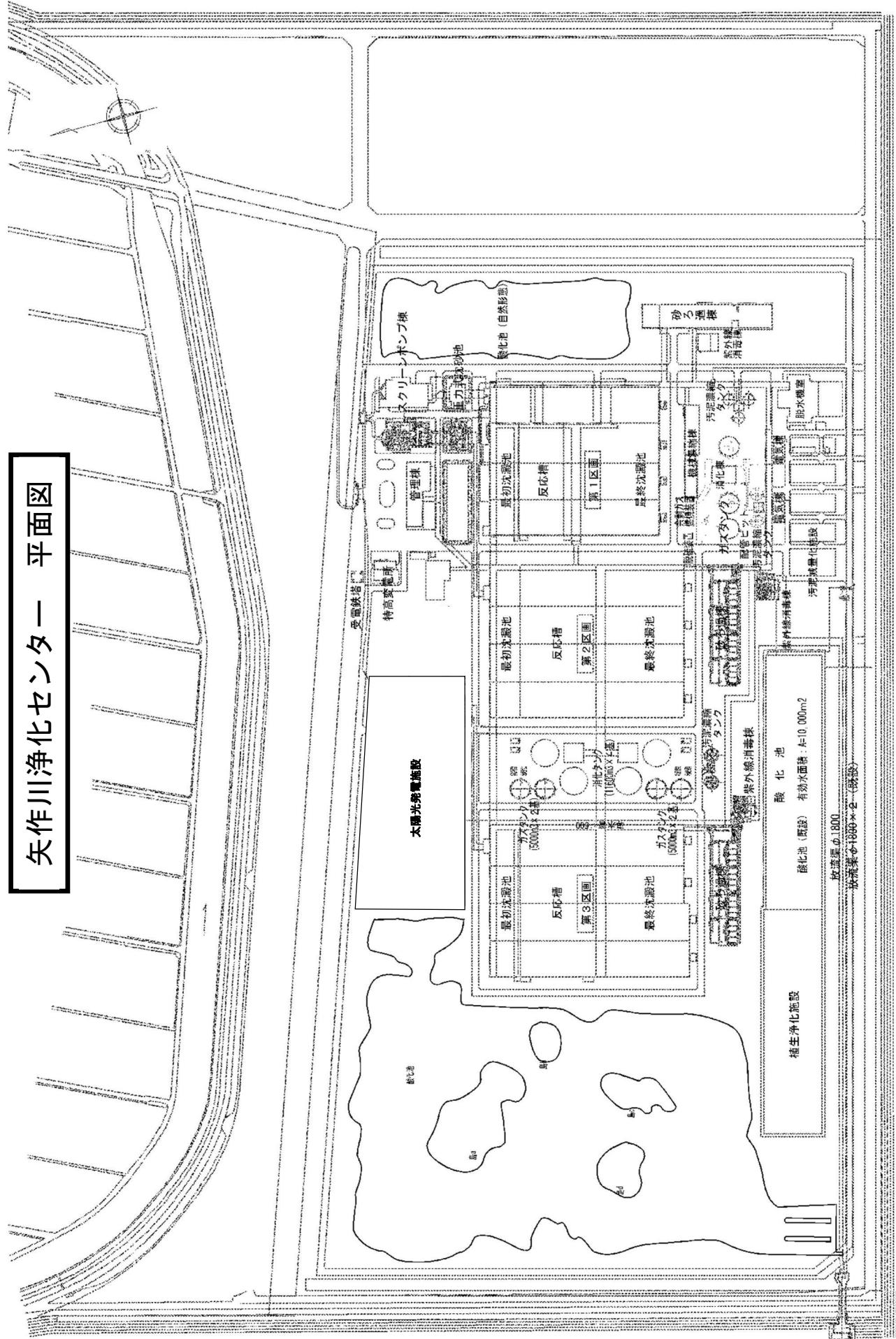
注6) 端数処理をしているため、合計値が合わないことがある。



矢作川流域下水道事業 計画一般図



矢作川淨化センター 平面図



関連市町別の計画概要（矢作川）

			流域下水道名	処理区名
			矢作川・境川	矢作川
項目	基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画(認可)※	都市計画法事業認可
当初決定、届出、認可	目標年次 令和12年度	昭和47年11月24日	昭和48年1月24日	昭和48年2月28日
変更決定、届出、認可		平成23年12月6日	令和4年10月28日	令和4年12月7日
事業期間			～令和11年3月31日	～令和11年3月31日
計画区域	岡崎市	6,339.7	6,199.5	
	豊田市	4,632.0	4,365.9	
	安城市	1,456.9	1,456.9	
	西尾市	3,174.5	3,174.5	
	幸田町	865.8	861.4	
(ha)	計	16,468.9	16,058.2	
計画人口	岡崎市	365,969	358,727	
	豊田市	236,920	224,891	
	安城市	93,502	92,250	
	西尾市	125,350	126,430	
	幸田町	36,560	32,828	
(人)	計	858,301	835,126	
計画汚水量	岡崎市	198,505	160,574	
	豊田市	122,963	98,536	
	安城市	51,923	42,142	
	西尾市	73,400	62,524	
	幸田町	20,115	15,028	
(m³/日)	計	466,906	378,804	

注) 合計の欄は四捨五入の関係上合わないものがあります。

注) 令和7年8月末現在。

注) 平成24年3月31日以前の下水道法事業計画については、届出日ではなく国からの認可日となっています。

基本計画の経緯（矢作川）

項目	基本計画			
	当初計画	第1回変更計画	第2回変更	第3回変更
計画策定期度	昭和47年度	昭和61年度	平成9年度	平成15年度
対象市町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、藤岡町
処理区域面積(ha)	15,509	12,475	18,438	18,762
計画処理人口(人)	832,000	797,514	887,600	886,348
計画汚水量(m ³ /日最大)	1,160,000	643,500	655,400	532,000
管渠延長(m)	67,810	68,270	72,340	72,340 (82,440)
中継ゾンジ面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400			
処理場能力(m ³ /日最大)	1,160,000	643,500	655,400	532,000
処理場面積(m ²)	625,000	625,000	625,000	625,000
計画目標年次	昭和65年	昭和75年	平成22年	平成27年
項目	基本計画			
	第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
計画策定期度	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和4年度
対象市町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、幸田町
処理区域面積(ha)	19,040	19,134	17,383	16,469
計画処理人口(人)	850,740	850,310	854,049	858,301
計画汚水量(m ³ /日最大)	463,774	463,773	463,727	466,906
管渠延長(m)	72,340 (84,200)	72,340 (84,220)	72,120 (83,980)	72,180 (84,050)
中継ゾンジ面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400			
処理場能力(m ³ /日最大)	463,800	463,800	463,800	467,000
処理場面積(m ²)	625,000	625,000	625,000	625,000
計画目標年次	令和7年	令和7年	令和7年	令和12年

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。

管渠延長は計画ベースで、放流渠(30m)含まず。下段の()は二条管の延長を含む。

都市計画決定の経緯（矢作川）

項目	都市計画決定					
	当初決定	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	第5回変更
告示年月日	S47.11.24	S56.2.20	S61.12.15	H2.8.17	H4.2.17	H5.7.30
対象市町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
処理区域面積(ha)	15,509	15,621	12,170	12,170	12,170	12,476
管渠延長(m)	67,810	67,810	68,290	67,960	68,400	72,200
中継ゾンジ面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400
処理場面積(m ²)	625,000	625,000	625,000	625,000	625,000	625,000
変更内容		・処理区域面積の変更 (豊田五ヶ丘地区の編入)	・処理区域面積の変更 ・計画汚水量の変更 ・処理人口の変更 ・管渠延長(左岸・右岸・幸田・幡豆幹線・放流渠)の変更	・管渠計画(幡豆幹線)の変更	・管渠計画(右岸幹線)の変更 ・管渠計画(右岸・幸田幹線)の変更 ・1/3延伸(幸田・幡豆幹線) ・ポンプ場の変更	・処理区域面積の変更 ・管渠計画(右岸幹線)の変更 ・管渠計画(右岸・幸田幹線)の変更 ・1/3延伸(幸田・幡豆幹線) ・ポンプ場の変更
項目	都市計画決定					
	第6回変更	第7回変更	第8回変更	第9回変更	第10回変更	第11回変更
告示年月日	H6.9.26	H10.12.4	H13.11.30	H15.10.3	H18.2.24	H22.12.24
対象市町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町 藤岡町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
処理区域面積(ha)	12,476	—	—	—	—	—
管渠延長(m)	72,360	—	—	—	—	—
中継ゾンジ面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	—	—	—	—	—
処理場面積(m ²)	625,000	—	—	—	—	—
変更内容	・管渠計画(左岸幹線)の変更	・排水区域の変更	・管渠計画(幡豆幹線)の変更(延長の変更無し、ルートのみ)	・藤岡町の追加 ・管渠計画(幸田・幡豆幹線)の変更(延長の変更無し、ルートのみ)	・豊田市の合併による名称変更	・都市計画区域の再編に伴う名称変更

平成8年度以降、表示方法の変更により処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値は表示しない。

平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

都市計画決定の経緯（矢作川）

項目	都市計画決定				
	第12回変更				
告示年月日	H23.12.6				
対象市町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、幸田町				
処理区域面積(ha)	—				
管渠延長(m)	—				
中継ボンプ場面積(m ²)	—				
処理場面積(m ²)	—				
変更内容	・市町村合併に伴う地名変更（西尾市）				
項目	都市計画決定				
告示年月日					
対象市町					
処理区域面積(ha)					
管渠延長(m)					
中継ボンプ場面積(m ²)					
処理場面積(m ²)					
変更内容					

平成8年度以降、表示方法の変更により処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値は表示しない。
平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画(認可)の経緯 (矢作川)

項目		下水道法事業計画(旧認可)			
策定年月日		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
対象市町		岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
処理区域面積(ha)		15,509	15,621	3,755	5,216
計画処理人口(人)		416,000	416,000	139,000	171,000
計画汚水量(m³/日最大)		500,000	500,000	93,000	109,600
管渠延長(m)		67,810	67,810	67,810	68,290
中継ポンプ場(名称)		矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田
処理場能力(m³/日最大)		580,000	580,000	96,700	120,000
処理場面積(m²)		625,000	625,000	625,000	485,000
処理方式	水處理	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法 (+一部砂ろ過)
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事業期間等		S46.11.25~ S57.3.31	S46.11.25~ S63.3.31	S46.11.25~ H6.3.31	S46.11.25~ H9.3.31
変更内容		・矢作川処理区の追加	・豊田5ヶ丘の編入	・処理施設の変更 ・処理区域面積の変更 ・管渠計画の変更(一部二条管:右岸K10号より下流、左岸K安藤川より下流)	・処理区域面積の変更 ・管渠計画の変更 (右岸:二条管取りやめ)
項目		下水道法事業計画(旧認可)			
策定年月日		第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
対象市町		H3.11.22	H4.5.7	H6.3.30	H7.2.23
処理区域面積(ha)		5,529	5,529	5,529	6,298
計画処理人口(人)		190,000	190,000	190,000	203,600
計画汚水量(m³/日最大)		118,400	118,400	118,400	119,318
管渠延長(m)		67,960	68,400	71,180	71,340
中継ポンプ場(名称)		矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田
処理場能力(m³/日最大)		120,000	120,000	120,000	120,000
処理場面積(m²)		625,000	625,000	625,000	625,000
処理方式	水處理	標準活性汚泥法 (+一部砂ろ過)	標準活性汚泥法 (+一部砂ろ過)	標準活性汚泥法 (+一部砂ろ過)	標準活性汚泥法 (+砂ろ過)
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事業期間等		S46.11.25~ H9.3.31	S46.11.25~ H9.3.31	S46.11.25~ H9.3.31	S46.11.25~ H12.3.31
変更内容		・処理区域面積の変更 ・管渠計画の変更 (右岸:縦断) (幡豆:ルート、縦断) ・境川処理区の同時変更	・管渠計画の変更 (右岸:ルート) (幡豆:縦断)	・管渠計画の変更 (幸田:1/3延伸 ルート管径) (幡豆:1/3延伸) (右岸:ルート変更) ・ポンプ場の変更	・処理区域面積の変更 ・管渠計画の変更 (左岸:ルート) ・接続点追加

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

下水道法事業計画(認可)の経緯 (矢作川)

項目		下水道法事業計画(旧認可)			
		第8回変更	第9回変更	第10回変更	第11回変更
策定年月日		H8.11.28	H10.7.3	H11.12.10	H13.10.24
対象市町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
処理区域面積(ha)	6,510	9,127	9,138	11,357	
計画処理人口(人)	203,600	319,500	319,700	634,100	
計画汚水量(m ³ /日最大)	119,318	159,890	159,979	214,851	
管渠延長(m)	71,320	72,340	72,340	72,340	
中継ポンプ場(名称)	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	
処理場能力(m ³ /日最大)	120,000	160,000	160,000	240,000	
処理場面積(m ²)	625,000	625,000	625,000	625,000	
処理方式	水処理	凝集剤添加活性汚泥法(+砂ろ過)	凝集剤添加活性汚泥法(+砂ろ過)	凝集剤添加活性汚泥法(+急速ろ過) 及び 凝集剤添加硝化脱窒法(+急速ろ過)	凝集剤添加活性汚泥法(+急速ろ過) 及び 凝集剤添加硝化脱窒法(+急速ろ過)
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事業期間等	S46.11.25~H12.3.31	S46.11.25~H17.3.31	S46.11.25~H17.3.31	S46.11.25~H20.3.31	
変更内容	・処理区域面積の変更 ・接続点追加 ・紫外線消毒装置の新設	・処理区域面積の変更 ・管渠計画の変更 (幡豆：延伸管径) ・接続点追加	・処理区域面積の変更 ・管渠計画の変更 (幡豆、幸田：管径)	・区域の追加 ・接続点追加 ・処理施設及び ポンプ施設追加 ・期間延伸	
項目		下水道法事業計画(旧認可)			
		第12回変更	第13回変更	第14回変更	第15回変更
策定年月日		H14.10.21	H16.2.17	H17.11.25	H20.5.23
対象市町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、藤岡町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	
処理区域面積(ha)	11,357	11,564	12,901	14,852	
計画処理人口(人)	634,100	651,186	712,578	739,888	
計画汚水量(m ³ /日最大)	214,851	263,411	375,785	397,623	
管渠延長(m)	72,340	72,340	82,440	82,440	
中継ポンプ場(名称)	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	
処理場能力(m ³ /日最大)	240,000	280,000	400,000	400,000	
処理場面積(m ²)	625,000	625,000	625,000	625,000	
処理方式	水処理	凝集剤添加活性汚泥法(+急速ろ過) 及び 凝集剤添加硝化脱窒法(+急速ろ過)	凝集剤添加硝化脱窒法(+急速ろ過)	凝集剤添加硝化脱窒法(+急速ろ過)	凝集剤添加硝化脱窒法(+急速ろ過)
	汚泥処理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事業期間等	S46.11.25~H20.3.31	S46.11.25~H20.3.31	S46.11.25~H23.3.31	S46.11.25~H26.3.31	
変更内容	・中継ポンプ場の能力変更 (幸田、幡豆) ・管渠ルートの変更 (幡豆) ・放流先の名称の変更	・処理区域面積の変更 ・管渠ルートの変更 (幡豆、幸田) ・藤岡町の追加	・処理区域面積の変更 ・2条管の追加 (矢作川左岸) ・期間延伸	・処理区域面積の変更 ・期間延伸	

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

下水道法事業計画(認可)の経緯 (矢作川)

項目		下水道法事業計画(旧認可)			
		第16回変更	第17回変更	第18回変更	第19回変更
策定年月日		H23.3.15	H25.7.10	H28.8.31	H31.3.29
対象市町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、幸田町
処理区域面積(ha)	14,949	15,601	15,867	16,271	
計画処理人口(人)	717,784	783,954	776,061	802,000	
計画汚水量(m³/日最大)	381,302	383,552	364,107	374,800	
管渠延長(m)	82,440	82,440	82,440	83,980	
中継ポンプ場(名称)	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田
処理場能力(m³/日最大)	383,800	383,800	383,800	383,800	
処理場面積(m²)	625,000	625,000	625,000	625,000	
処理方式	水処理	凝集剤添加硝化脱窒法(+急速ろ過)	凝集剤添加硝化脱窒法(+急速ろ過)	凝集剤添加硝化脱窒法(+急速ろ過)	凝集剤添加硝化脱窒法(+急速ろ過)
	汚泥処理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事業期間等	S46.11.25～H29.3.31	S46.11.25～H29.3.31	S46.11.25～R5.3.31	S46.11.25～R5.3.31	
変更内容	・処理区域面積の変更 ・期間延伸 ・計画放流水質の変更 ・処理能力の変更	・処理区域面積の変更 ・処理施設の追加	・処理区域面積の変更 ・期間延伸	・処理区域面積の変更	
項目		下水道法事業計画(旧認可)			
		第20回変更	第21回変更		
策定年月日	R4.3.18	R4.10.28			
対象市町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、幸田町			
処理区域面積(ha)	16,271	16,058			
計画処理人口(人)	802,000	835,000			
計画汚水量(m³/日最大)	374,800	378,804			
管渠延長(m)	83,980	72,060			
中継ポンプ場(名称)	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田			
処理場能力(m³/日最大)	383,800	383,800			
処理場面積(m²)	625,000	625,000			
処理方式	水処理	凝集剤添加硝化脱窒法(+急速ろ過)	凝集剤添加硝化脱窒法(+急速ろ過)		
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却		
事業期間等	S46.11.25～R5.3.31	S46.11.25～R11.3.31			
変更内容	・共同汚泥処理体制の位置付け	・処理区域面積の変更 ・期間延伸 ・管渠延長の変更			

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

都 市 計 画 法 事 業 計 画 認 可 の 経 緯 (矢作川)

項 目	都 市 計 画 法 事 業 計 画 認 可			
	当 初 認 可	第 1 回 変 更	第 2 回 変 更	第 3 回 変 更
告 示 年 月 日	S48.2.28	S52.3.17	S57.3.4	S59.3.22
対 象 市 町	豊田市、岡崎市、安城市、西尾市	豊田市、岡崎市、安城市、西尾市	豊田市、岡崎市、安城市、西尾市	岡崎市、安城市、西尾市
処理区域面積(ha)	1,721	1,721	1,721	—
計画処理人口(人)	(208,000)	(208,000)	(208,000)	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	(290,000)	(290,000)	(290,000)	—
管渠延長(m)	51,175	51,175	51,175	33,890
中継ゾンジ場面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400
処理場能力(m ³ /日最大)	(290,000)	(290,000)	(290,000)	(96,700 の一部)
処理場面積(m ²)	625,000	625,000	625,000	625,000
事 業 期 間 等	S48.2.28～ S52.3.31	S48.2.28～ S57.3.31	S48.2.28～ S59.3.31	S48.2.28～ H3.3.31
変 更 内 容		・事業施行期間の変更	・事業施行期間の変更	・事業地の変更(右岸K10号、幸田K4号まで。二条管に関わる変更なし。 ・施設概要の変更(二条管計画) ・事業施行期間の変更
項 目	都 市 計 画 法 事 業 計 画 認 可			
	第 4 回 変 更	第 5 回 変 更	第 6 回 変 更	第 7 回 変 更
告 示 年 月 日	S63.3.10	H3.12.19	H4.5.21	H6.5.23
対 象 市 町	岡崎市、安城市、西尾市	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
計画処理人口(人)	—	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	—
管渠延長(m)	35,530	57,490	63,140	63,140
中継ゾンジ場面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400
処理場能力(m ³ /日最大)	(60,000)	(80,000)	(80,000)	—
処理場面積(m ²)	258,000	625,000	約 625,000	約 625,000
事 業 期 間 等	S48.2.28～ H3.3.31	S48.2.28～ H8.3.31	S48.2.28～ H8.3.31	S48.2.28～ H8.3.31
変 更 内 容	・幹線管渠の延伸 ：35.54 km ・敷地面積 ：25.8 ha ・処理場施設能力 ：60,000 m ³ /日に変更 ・事業施行期間の変更	・幹線管渠の延伸 ：57.49 km ・敷地面積 ：62.5 ha ・処理場施設能力 ：80,000 m ³ /日に変更	・幹線管渠の延伸 ：63.14 km	・幹線管渠の延伸 ：63.50 km

() 内は参考である。

都 市 計 画 法 事 業 計 画 認 可 の 経 緯 (矢作川)

項 目	都 市 計 画 法 事 業 計 画 認 可			
	第8回変更	第9回変更	第10回変更	第11回変更
告 示 年 月 日	H7.3.8	H10.6.4	H13.11.22	H14.11.8
対 象 市 町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
計画処理人口(人)	—	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	—
管渠延長(m)	71,340	72,360	72,360	72,360
中継ゾンジ面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400
処理場能力(m ³ /日最大)	—	—	—	—
処理場面積(m ²)	約 625,000	約 625,000	約 625,000	約 625,000
事 業 期 間 等	S48.2.28～ H12.3.31	S48.2.28～ H17.3.31	S48.2.28～ H20.3.31	S48.2.28～ H20.3.31
変 更 内 容	・幹線管渠の延伸 ： 71.34 km ・事業施行期間の変更	・幹線管渠の延伸 ： 72.36 km ・事業施行期間の変更	・処理方法の変更 ・事業施行期間の変更	・管渠計画(幡豆幹線)の変更 (延長の変更無し、ルートのみ)
項 目	都 市 計 画 法 事 業 計 画 認 可			
	第12回変更	第13回変更	第14回変更	第15回変更
告 示 年 月 日	H16.3.8	H18.3.14	H20.6.5	H23.9.15
対 象 市 町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、藤岡町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、幸田町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
計画処理人口(人)	—	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	—
管渠延長(m)	46,850	56,950	56,950	56,950
中継ゾンジ面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400
処理場能力(m ³ /日最大)	—	—	—	—
処理場面積(m ²)	625,000	625,000	625,000	625,000
事 業 期 間 等	S48.2.28～ H20.3.31	S48.2.28～ H23.3.31	S48.2.28～ H26.3.31	S48.2.28～ H29.3.31
変 更 内 容	・藤岡町の追加 ・管渠ルートの変更 ・事業完了した幹線の事業地の削除 (左岸幹線)	・2条管の追加(矢作川左岸) ・管渠ルートの変更 ・期間延伸	・期間延伸	・期間延伸

() 内は参考である。

都 市 計 画 法 事 業 計 画 認 可 の 経 緯 (矢作川)

項 目	都 市 計 画 法 事 業 計 画 認 可		
	第16回変更	第17回変更	
告 示 年 月 日	H28.12.9	R4.12.7	
対 象 市 町	岡崎市、安城市、西尾市、 豊田市、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、 豊田市、幸田町	
処理区域面積(ha)	—	—	
計画処理人口(人)	—	—	
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	
管渠延長(m)	56,950	56,980	
中継ポンプ場面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	
処理場能力(m ³ /日最大)	—	—	
処理場面積(m ²)	625,000	625,000	
事 業 期 間 等	S48.2.28～ R5.3.31	S48.2.28～ R11.3.31	
変 更 内 容	・接続する公共下水道の変更 (市町村合併に伴う一色、吉良、幡豆公共下水道の削除) ・期間延伸	・管渠延長の変更 ・期間延伸	
項 目	都 市 計 画 法 事 業 計 画 認 可		
告 示 年 月 日			
対 象 市 町			
処理区域面積(ha)			
計画処理人口(人)			
計画汚水量(m ³ /日最大)			
管渠延長(m)			
中継ポンプ場面積(m ²)			
処理場能力(m ³ /日最大)			
処理場面積(m ²)			
事 業 期 間 等			
変 更 内 容			

() 内は参考である。

(3) 境川流域下水道

境川流域下水道は、矢作川・境川流域下水道基本計画の中に位置付けられ、県下初の流域下水道として刈谷市始め6市3町を対象として、昭和46年11月に都市計画決定されました。(平成22年1月に三好町からみよし市に変更となったため、現在は7市2町を対象としています。)

当流域下水道は昭和46年度に事業着手、平成元年4月に供用開始し、現在、7市2町の汚水を処理しています。

現在の運転状況（境川浄化センター）

供用開始年月	平成元年4月		
処理能力	日最大 212,600 m ³ (令和7年4月現在)		
処理フロー	(水処理) 初沈一反応槽一終沈一滅菌一放流 (汚泥処理) 濃縮一脱水一場外搬出(有効利用)		
処理区域面積	9,334ha (令和7年4月現在)		
処理区域内人口	578,215人 (令和7年4月現在)		
日平均流入水量	171,685m ³ (令和6年度実績)		
流入水質および放流水質	流入水	放流水	
	BOD	240	1.6
	COD	110	8.4
	SS	150	3.0
	T-N	43	6.4
	T-P	5.0	0.5
(単位 mg/l, 令和6年度平均)			
放流先	衣浦港		
汚泥発生状況	脱水ケーキ 46,711t (令和6年度実績) 他流域処理場へ払出量(汚泥燃料化) 24,973t 他流域処理場へ払出量(焼却) 7,373t		
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：炭化燃料、セメント原料、肥料原料、建設資材原料として有効利用		

関連市町別の現況（境川）

項目 市町名	令和6年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
刈谷市	2,282	143,450	134,947	51,650
豊田市	1,663	91,316	82,587	26,014
安城市	748	53,756	51,506	14,561
大府市	1,309	79,114	74,410	21,277
知立市	730	52,692	46,828	12,140
豊明市	841	56,174	55,047	16,171
みよし市	980	51,617	48,455	16,266
東郷町	545	36,559	35,036	9,592
東浦町	237	13,537	13,140	4,015
計	9,334	578,215	541,956	171,685

注1) 処理区域面積は、令和7年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

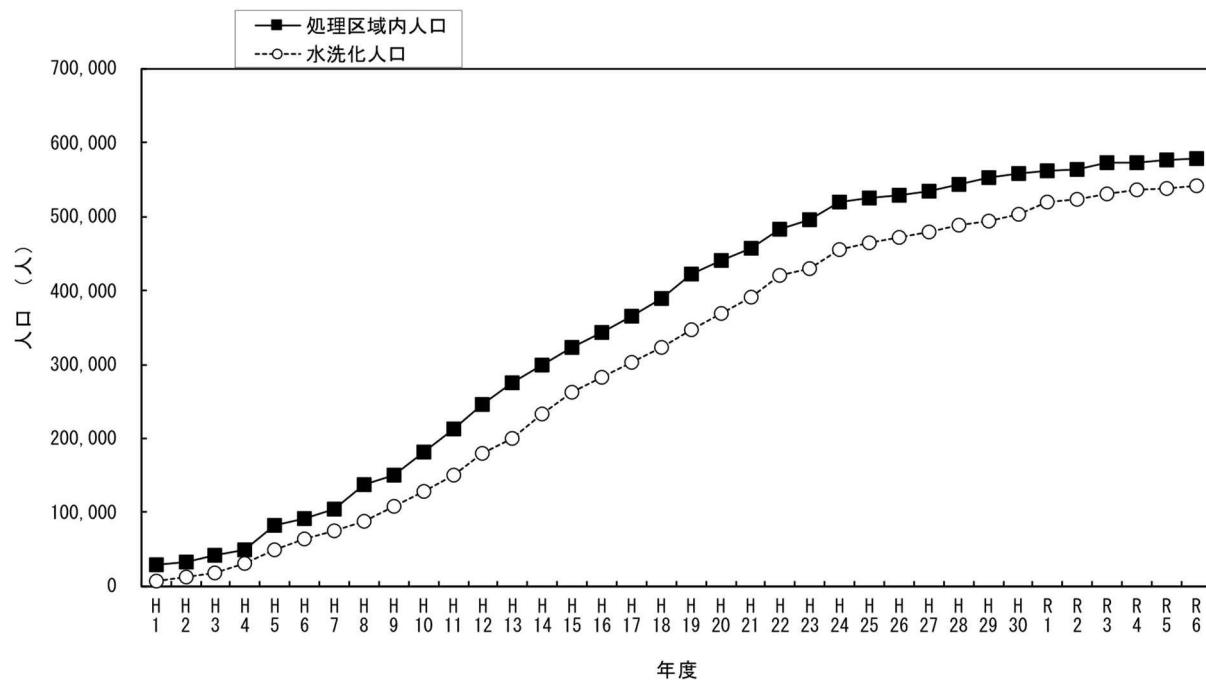
注2) 処理区域内人口は、令和7年4月1日現在の処理開始公示区域において、令和7年4月1日現在の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、令和7年4月1日現在の下水道接続人口を示している。

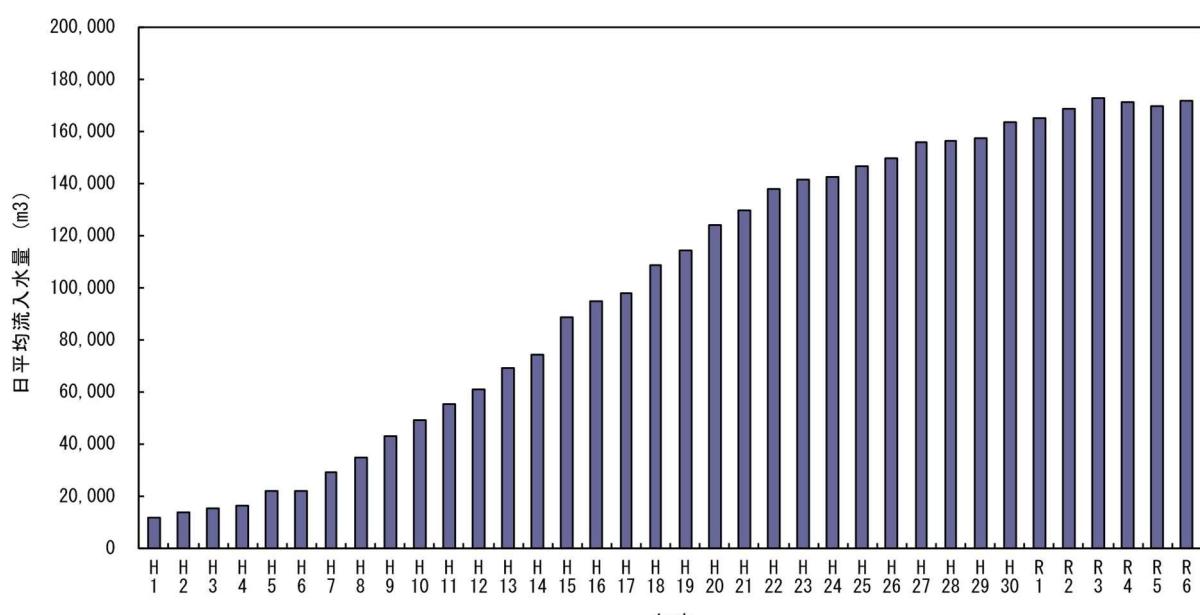
注4) 流入水量は、令和6年度の日平均流入水量を示している。

注5) 将来流域下水道に編入される計画の区域・人口は含まない。

注6) 端数処理をしているため、合計値が合わないことがある。

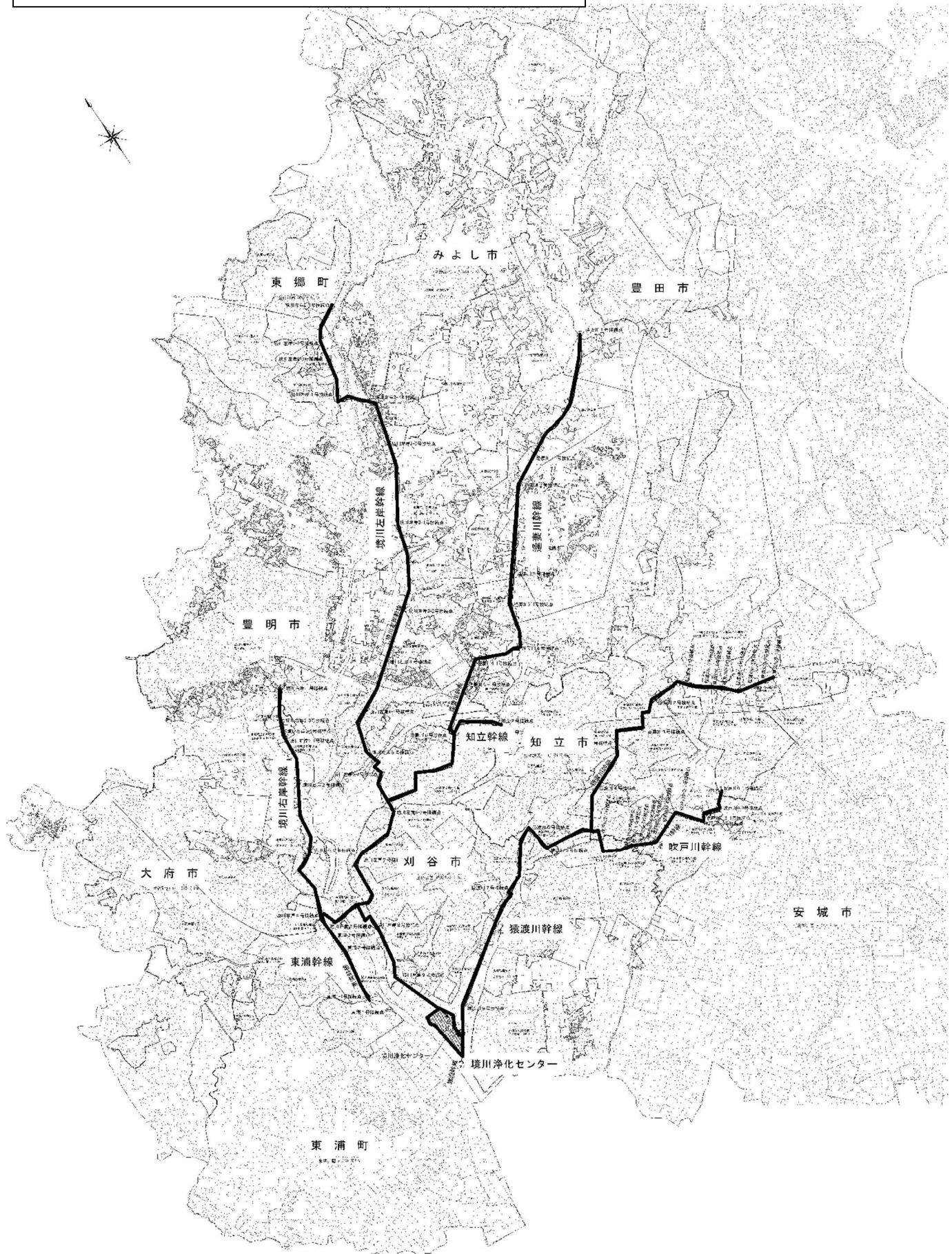


境川処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

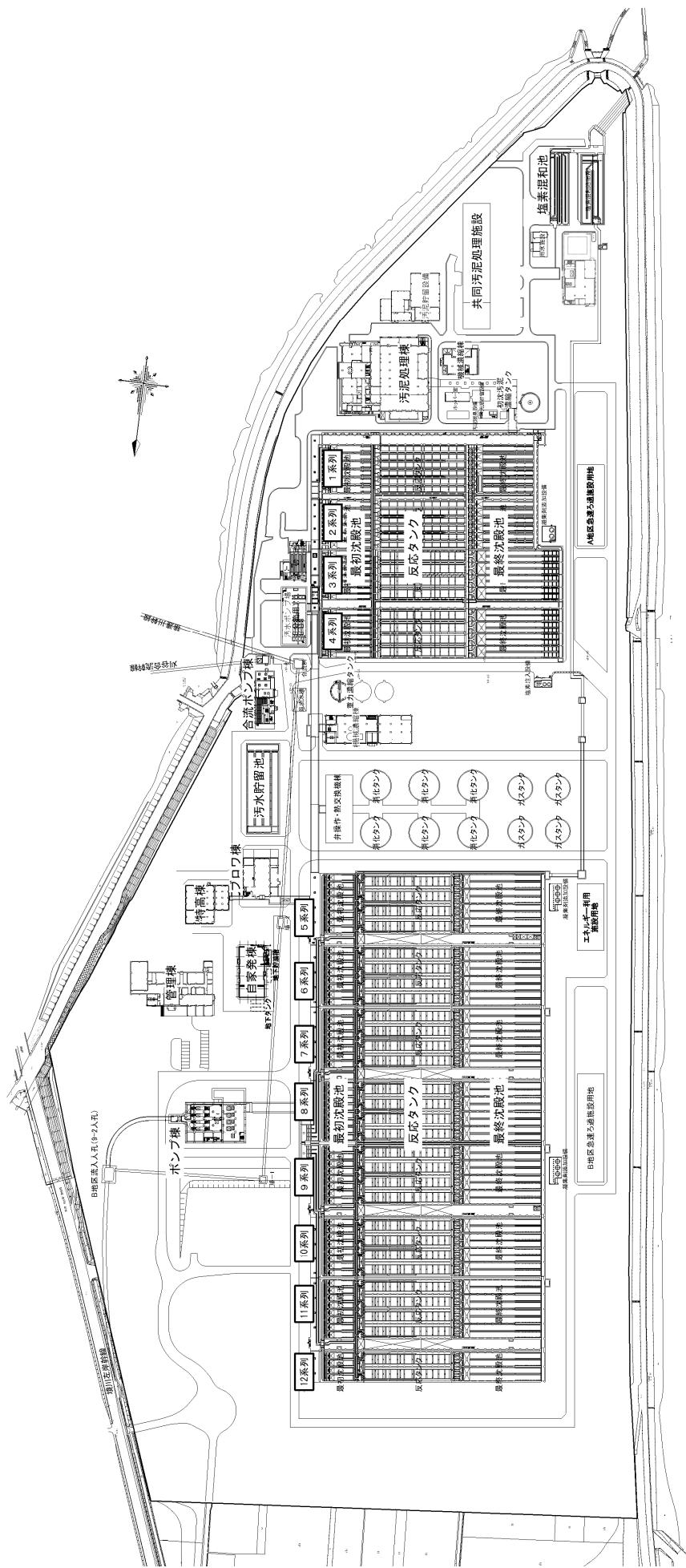


境川処理区の流入水量の推移

境川流域下水道事業 計画一般図



境川浄化センター 平面図



関連市町別の計画概要（境川）

		流域下水道名	処理区名	
		矢作川・境川	境川	
項目	基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画(認可)※	都市計画法事業認可
当初決定、届出、認可	目標年次	昭和 46 年 11 月 24 日	昭和 46 年 11 月 25 日	昭和 46 年 12 月 6 日
		令和 6 年 3 月 12 日	令和 5 年 2 月 10 日	令和 5 年 3 月 24 日
			～令和 11 年 3 月 31 日	～令和 11 年 3 月 31 日
計画区域 (ha)	刈谷市	3,209.1		2,504.1
	豊田市	2,046.0		2,006.0
	安城市	749.1		749.1
	大府市	1,655.7		1,374.5
	知立市	1,174.7		911.4
	豊明市	1,028.1		934.0
	みよし市	1,544.5		1,520.0
	東郷町	669.5		562.0
	東浦町	298.3		255.8
	計	12,375.0		10,816.9
計画人口 (人)	刈谷市	156,743		131,929
	豊田市	121,900		93,275
	安城市	56,870		51,862
	大府市	86,402		75,827
	知立市	71,258		42,799
	豊明市	66,994		53,200
	みよし市	63,206		51,784
	東郷町	38,919		35,047
	東浦町	13,704		12,221
	計	675,996		547,944
計画汚水量 (m ³ /日)	刈谷市	88,296		63,057
	豊田市	59,313		40,004
	安城市	32,771		25,363
	大府市	47,547		34,036
	知立市	40,532		20,109
	豊明市	37,779		24,637
	みよし市	36,083		25,203
	東郷町	22,143		15,040
	東浦町	8,012		6,034
	計	372,476		253,483

注) 合計の欄は四捨五入の関係上合わないものがあります。

注) 令和 7 年 8 月末現在。

注) 平成 24 年 3 月 31 日以前の下水道法事業計画については、届出日ではなく国からの認可日となっています。

基本計画の経緯（境川）

項目	基本計画			
	当初計画	第1回変更	第2回変更	第3回変更
計画策定期度	昭和46年度	昭和58年度	平成6年度	平成15年度
対象市町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町
処理区域面積(ha)	12,344	10,311	12,635	13,074
計画処理人口(人)	600,000	538,000	625,800	607,300
計画汚水量(m³/日最大)	973,000	472,800	484,600	386,400
管渠延長(m)	48,480	48,954	55,340	55,340 (61,740)
処理場能力(m³/日最大)	973,000	472,800	484,600	386,800
処理場面積(m²)	480,000	323,360	323,360	322,991
計画目標年次	昭和65年	昭和75年	平成22年	平成27年
項目	基本計画			
	第4回	第5回	第6回	
計画策定期度	平成23年度	平成29年度	令和4年度	
対象市町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町	
処理区域面積(ha)	13,170	12,472	12,375	
計画処理人口(人)	646,219	656,449	675,996	
計画汚水量(m³/日最大)	365,639	365,065	372,476	
管渠延長(m)	55,390 (60,190)	55,390 (60,190)	56,040 (60,750)	
処理場能力(m³/日最大)	367,000	369,200	372,600	
処理場面積(m²)	322,991	322,991	322,991	
計画目標年次	令和7年	令和7年	令和12年	

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。

管渠延長は計画ベースで、放流渠(60m)は含まず。下段の()は二条管の延長を含む。

都市計画決定の経緯（境川）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当 初 決 定	第 1 回 変 更	第 2 回 変 更	第 3 回 変 更
告 示 年 月 日	S46.11.24	S59.3.28	H4.8.3	H6.8.19
対 象 市 町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町
処理区域面積(ha)	12,344	8,568	8,568	8,890
管 渠 延 長 (m)	48,480	48,970	49,020	55,400
処理場面積(m ²)	480,000	323,360	323,360	323,360
変 更 内 容		・処理区域の変更 ・管渠計画の変更 (幹線管渠全線、放流渠)	・管渠計画の変更 (知立、東浦、吹戸川幹線)	・処理区域の変更 ・管渠計画の変更 (境川左岸、逢妻川、猿渡川、吹戸川幹線)
項 目	都 市 計 画 決 定			
	第 4 回 変 更	第 5 回 変 更	第 6 回 変 更	第 7 回 変 更
告 示 年 月 日	H13.10.2	H19.7.20	H22.12.24	R6.3.12
対 象 市 町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	—	—	—	—
処理場面積(m ²)	—	—	—	—
変 更 内 容	・処理区域の変更 ・処理場面積の減 (中部電力鉄塔分) ・記載方法の変更	・管渠ルートの変更 (境川左岸、境川右岸幹線) ・管渠計画の変更 (1,000haによる簡素化)	・都市計画区域の再編に伴う名称変更	・排水区域の名称変更

平成 8 年度以降、表示方法の変更により処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を表示しない。

平成 8 年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画(認可)の経緯(境川)

項目		下水道法事業計画(旧認可)			
		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
策定期月日		S46.11.25	S53.10.9	S59.9.5	S60.9.13
対象市町		刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町
処理区域面積(ha)		12,344	2,287	2,226	2,226
計画処理人口(人)		300,000	154,010	103,900	103,900
計画汚水量(m³/日最大)		486,000	98,200	59,500	59,500
管渠延長(m)		48,480	45,970	47,685	47,685
処理場能力(m³/日最大)		486,000	120,000	60,000	60,000
処理場面積(m²)		480,000	330,000	323,360	323,360
処理方式	水處理	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法 +凝集沈殿、急速砂ろ過法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水	濃縮、消化、脱水	濃縮、消化、脱水
事業期間等		S46.11.25~ S56.3.31	S46.11.25~ S63.3.31	S46.11.25~ H6.3.31	S46.11.25~ H6.3.31
変更内容			・予定処理区域の変更 ・処理施設の変更 ・管渠延長の変更 ・処理場事業地の変更 ・事業施行期間の延長	・予定処理区域の変更 ・処理施設の変更 ・管渠延長の変更 ・事業施行期間の延長	・管渠延長の変更(一部二条管法式)境川左岸幹線のうち逢妻幹線との合流点から下流。 但し既設[1,386m]及び◎3000区間[10m]を除く。
項目		下水道法事業計画(旧認可)			
		第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
策定期月日		S63.9.8	H3.11.22	H4.12.21	H6.8.24
対象市町		刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町
処理区域面積(ha)		2,834	4,441	4,461	4,498
計画処理人口(人)		84,600	165,500	166,000	166,600
計画汚水量(m³/日最大)		59,090	107,900	107,900	107,900
管渠延長(m)		48,970	48,970	49,020	52,890
処理場能力(m³/日最大)		60,000	113,300	113,300	113,300
処理場面積(m²)		323,360	323,360	323,360	323,360
処理方式	水處理	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水、一部コンポスト化	濃縮、消化、脱水、一部コンポスト化	濃縮、消化、脱水、一部コンポスト化	濃縮、消化、脱水、一部コンポスト化
事業期間等		S46.11.25~ H10.3.31	S46.11.25~ H10.3.31	S46.11.25~ H10.3.31	S46.11.25~ H10.3.31
変更内容		・吹戸川幹線の追加 ・予定処理区域の変更 ・合流対策施設追加 ・コンポスト化施設追加 ・事業施行期間の延長	・予定処理区域の変更 ・管渠計画(縦断、管径2条管の変更) ・処理能力の変更 ・施設配置の変更	・予定処理区域の変更 ・管渠計画の変更 ・施設配置の変更	・予定処理区域の変更 ・管渠計画の変更

注) 策定期月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

下水道法事業計画(認可)の経緯(境川)

項目		下水道法事業計画(旧認可)			
		第8回変更	第9回変更	第10回変更	第11回変更
策定年月日		H8.6.4	H10.10.9	H14.1.8	H15.2.19
対象市町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町
処理区域面積(ha)	5,409	6,900	7,885	7,885	
計画処理人口(人)	229,600	315,400	448,900	448,900	
計画汚水量(m³/日最大)	132,900	169,000	220,900	220,900	
管渠延長(m)	55,340	55,340	55,340	55,340	
処理場能力(m³/日最大)	140,000	176,000	224,000	224,000	
処理場面積(m²)	323,360	323,360	322,991	322,991	
処理方式 水処理	凝集剤添加活性汚泥法 及び 活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法 及び 凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加活性汚泥法 及び 凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加活性汚泥法 及び 凝集剤添加硝化脱窒法	
汚泥処理	濃縮、消化、脱水、乾燥、一部コンポスト化	濃縮、消化、脱水、乾燥、一部コンポスト化	濃縮、消化、脱水、乾燥、一部コンポスト化	濃縮、消化、脱水、乾燥、一部コンポスト化	
事業期間等	S46.11.25～ H14.3.31	S46.11.25～ H18.3.31	S46.11.25～ H21.3.31	S46.11.25～ H21.3.31	
変更内容	・予定処理区域の変更 ・管渠計画の変更 ・処理能力の変更 ・事業施行期間の延長	・予定処理区域の変更 ・処理能力の変更 ・事業施行期間の延長	・予定処理区域の変更 ・処理能力の変更 ・処理場面積の変更 (中部電力鉄塔分の削除) ・事業施行期間の延長	・汚泥脱水機の機種の変更	
項目		下水道法事業計画(旧認可)			
		第12回変更	第13回変更	第14回変更	第15回変更
策定年月日	H17.3.30	H20.5.30	H24.3.19	H30.1.30	
対象市町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町	
処理区域面積(ha)	8,372	9,337	9,573	10,112	
計画処理人口(人)	476,800	499,600	517,000	531,000	
計画汚水量(m³/日最大)	260,863	297,419	275,490	251,741	
管渠延長(m)	55,340	55,340	55,390	55,390	
処理場能力(m³/日最大)	274,600	306,600	280,000	256,100	
処理場面積(m²)	322,991	322,991	322,991	322,991	
処理方式 水処理	凝集剤添加活性汚泥法 及び 凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加活性汚泥法 及び 凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	
汚泥処理	濃縮、脱水、乾燥 一部コンポスト化	濃縮、脱水、乾燥 一部コンポスト化	濃縮、脱水、乾燥 一部コンポスト化	濃縮、脱水、乾燥 一部コンポスト化	濃縮、脱水、焼却
事業期間等	S46.11.25～ H23.3.31	S46.11.25～ H26.3.31	S46.11.25～ H30.3.31	S46.11.25～ R6.3.31	
変更内容	・予定処理区域の変更 ・処理能力の変更 (既設見直し、増設) ・事業施行期間の延長 ・計画放流水質の策定	・予定処理区域の変更 ・管渠ルートの変更 (境川左岸、境川右岸幹線) ・処理能力の変更 (既設見直し、増設) ・事業施行期間の延長 ・計画放流水質の策定	・予定処理区域の変更 ・処理能力の変更 ・事業施行期間の延長 ・計画放流水質の変更 ・消化施設の追加	・予定処理区域の変更 ・接続点の追加 ・事業施行期間の延長 ・処理能力の変更 ・焼却設備の追加	

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

下水道法事業計画(認可)の経緯(境川)

項目		下水道法事業計画(旧認可)		
		第16回変更	第17回変更	
策定年月日		R4.3.18	R5.2.10	
対象市町		刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町	
処理区域面積(ha)		10,112	10,817	
計画処理人口(人)		531,000	548,000	
計画汚水量(m ³ /日最大)		251,741	253,483	
管渠延長(m)		55,390	55,390	
処理場能力(m ³ /日最大)		256,100	256,100	
処理場面積(m ²)		322,991	322,991	
処理方式	水処理	凝聚剤添加硝化脱窒法	凝聚剤添加硝化脱窒法	
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	
事業期間等		S46.11.25～R6.3.31	S46.11.25～R11.3.31	
変更内容		・共同汚泥処理体制の位置付け	・予定処理区域の変更 ・事業施行期間の延長	
項目		下水道法事業計画(旧認可)		
策定年月日				
対象市町				
処理区域面積(ha)				
計画処理人口(人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管渠延長(m)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処理場面積(m ²)				
処理方式	水処理			
	汚泥処理			
事業期間等				
変更内容				

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

都 市 計 画 法 事 業 認 可 の 経 緯 (境 川)

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	当 初 認 可	第 1 回 変 更	第 2 回 変 更	第 3 回 変 更
告 示 年 月 日	S46.12.6	S48.4.25	S51.3.12	S53.10.19
対 象 市 町	刈谷市、大府市、東浦町	刈谷市、大府市、東浦町	刈谷市、大府市、東浦町	刈谷市、大府市、東浦町
処理区域面積(ha)	(980)	(980)	(980)	(920)
計画処理人口(人)	(110,000)	(110,000)	(110,000)	(45,880)
計画汚水量(m ³ /日最大)	(43,100)	(43,100)	(43,100)	(24,700)
管 渠 延 長 (m)	8,076	8,076	8,076	8,076
処理場能力(m ³ /日最大)	(120,000)	(120,000)	(120,000)	(40,000)
処理場面積(m ²)	480,000	480,000	480,000	330,000
事 業 期 間 等	S46.12.6～ S51.3.31	S46.12.6～ S51.3.31	S46.12.6～ S57.3.31	S46.12.6～ S59.3.31
変 更 内 容		・事業地の地番(欠落箇所)の追加	・事業施行期間の延長	・予定処理面積の変更 ・施設規模及び処理場事業地の縮小 ・設計の概要の変更 ・事業施行期間の延長
項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	第 4 回 変 更	第 5 回 変 更	第 6 回 変 更	第 7 回 変 更
告 示 年 月 日	S59.2.27	S59.10.22	S60.9.28	S63.9.24
対 象 市 町	刈谷市、大府市、東浦町	刈谷市、大府市、東浦町	刈谷市、大府市、東浦町	刈谷市、大府市、東浦町、豊明市、知立市
処理区域面積(ha)	(920)	(524)	(524)	(980)
計画処理人口(人)	(45,880)	(28,200)	(28,200)	(38,440)
計画汚水量(m ³ /日最大)	(24,700)	(15,600)	(15,600)	(22,633)
管 渠 延 長 (m)	8,076	7,330	7,880	30,450
処理場能力(m ³ /日最大)	(40,000)	(40,000)	40,000	40,000
処理場面積(m ²)	330,000	323,360	323,360	323,360
事 業 期 間 等	S46.12.6～ H 元.3.31	S46.12.6～ H 元.3.31	S46.12.6～ H 元.3.31	S46.12.6～ H5.3.31
変 更 内 容	・事業施行期間の延長	・予定処理面積の変更 ・設計の概要の変更 ・事業施行期間の延長	・管渠延長の変更 ・事業施行期間の延長	・管渠延長の変更 ・コンボスト化施設の追加

() 内は参考である。

都市計画法事業認可の経緯（境川）

項目	都市計画法事業認可			
	第8回変更	第9回変更	第10回変更	第11回変更
告示年月日	H3.12.19	H5.1.13	H6.9.2	H8.6.24
対象市町	刈谷市、大府市、東浦町、豊明市、知立市、豊田市	刈谷市、大府市、東浦町、豊明市、知立市、豊田市、安城市、東郷町、三好町	刈谷市、大府市、東浦町、豊明市、知立市、豊田市、安城市、東郷町、三好町	刈谷市、大府市、東浦町、豊明市、知立市、豊田市、安城市、東郷町、三好町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
計画処理人口(人)	—	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	—
管渠延長(m)	32,410	49,020	52,760	55,400
処理場能力(m ³ /日最大)	—	—	—	—
処理場面積(m ²)	323,360	323,360	323,360	323,360
事業期間等	S46.12.6～ H5.3.31	S46.12.6～ H10.3.31	S46.12.6～ H10.3.31	S46.12.6～ H14.3.31
変更内容	・管渠延長の変更	・管渠延長の変更 ・事業施行期間の延長	・管渠延長の変更	・管渠延長の変更 ・事業施行期間の延長
項目	都市計画法事業認可			
	第12回変更	第13回変更	第14回変更	第15回変更
告示年月日	H10.7.30	H14.1.29	H17.4.15	H20.6.17
対象市町	刈谷市、大府市、東浦町、豊明市、知立市、豊田市、安城市、東郷町、三好町	刈谷市、大府市、東浦町、豊明市、知立市、豊田市、安城市、東郷町、三好町	刈谷市、大府市、東浦町、豊明市、知立市、豊田市、安城市、東郷町、三好町	刈谷市、大府市、東浦町、豊明市、知立市、豊田市、安城市、東郷町、三好町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
計画処理人口(人)	—	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	—
管渠延長(m)	55,400	55,400	52,320	39,230
処理場能力(m ³ /日最大)	—	—	—	—
処理場面積(m ²)	約323,360	約322,991	約322,991	約322,991
事業期間等	S46.12.6～ H18.3.31	S46.12.6～ H21.3.31	S46.12.6～ H23.3.31	S46.12.6～ H26.3.31
変更内容	・事業施行期間の延長	・処理場面積の減(中部電力 鉄塔分) ・事業施行期間の延長	・事業施行期間の延長 ・事業完了した管渠の削除	・事業施行期間の延長 ・管渠ルートの変更 (境川左岸、境川右岸幹線) ・管渠の変更 (1,000haによる簡素化)

() 内は参考である。

都 市 計 画 法 事 業 認 可 の 経 緯 (境 川)

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可		
	第 1 6 回 変 更	第 1 7 回 変 更	第 1 8 回 変 更
告 示 年 月 日	H24.3.28	H30.3.14	R5.3.24
対 象 市 町	刈谷市、大府市、東浦町 豊明市、知立市、豊田市 安城市、東郷町、 みよし市	刈谷市、大府市、東浦町 豊明市、知立市、豊田市 安城市、東郷町、 みよし市	刈谷市、大府市、東浦町 豊明市、知立市、豊田市 安城市、東郷町、 みよし市
処理区域面積(ha)	—	—	—
計画処理人口(人)	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—
管渠延長(m)	39,230	39,230	39,440
処理場能力(m ³ /日最大)	—	—	—
処理場面積(m ²)	322,991	322,991	322,991
事 業 期 間 等	S46.12.6～ H30.3.31	S46.12.6～ R6.3.31	S46.12.6～ R11.3.31
変 更 内 容	・事業施行期間の延長 ・処理方式の変更	・事業施行期間の延長	・事業施行期間の延長 ・管渠延長の変更
項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可		
告 示 年 月 日			
対 象 市 町			
処理区域面積(ha)			
計画処理人口(人)			
計画汚水量(m ³ /日最大)			
管渠延長(m)			
処理場能力(m ³ /日最大)			
処理場面積(m ²)			
事 業 期 間 等			
変 更 内 容			

() 内は参考である。

(4) 衣浦西部流域下水道

衣浦西部流域下水道は、矢作川・境川流域下水道基本計画の中に位置付けられ、知多半島の半田市始め2市3町を対象として、昭和57年12月に都市計画決定されました。

当流域下水道は昭和58年度に事業着手、平成3年4月に供用開始し、現在、2市3町の汚水を処理しています。

令和4年度からは、常滑市、東海市及び知多市が管理する下水処理場から発生する脱水汚泥を衣浦西部浄化センターで焼却する共同汚泥処理事業を実施しています。

現在の運転状況（衣浦西部浄化センター）

供用開始年月	平成3年4月		
処理能力	日最大 84,600 m ³ (令和7年4月現在)		
処理フロー	(水処理) 初沈一反応槽一終沈一滅菌一放流 (汚泥処理) 濃縮一脱水一焼却一場外搬出(有効利用)		
処理区域面積	3,545ha (令和7年4月現在)		
処理区域内人口	206,249人 (令和7年4月現在)		
日平均流入水量	57,566m ³ (令和6年度実績)		
流入水質および放流水質	流入水	放流水	
	BOD	210	1.8
	COD	140	7.2
	SS	190	2.3
	T-N	47	6.2
	T-P	5.3	0.5
(単位 mg/l, 令和6年度平均)			
放流先	衣浦港		
汚泥発生状況	脱水ケーキ 16,967t (令和6年度実績) 他流域処理場へ払出量 127t、他流域処理場から受入量 7,323t 常滑市、東海市及び知多市処理場から受入量 12,413t 焼却処理 34,326t (焼却灰 1,434 t)		
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：セメント原料、肥料原料、建設資材原料として有効利用 焼却灰：セメント原料、建設資材原料として有効利用		

関連市町別の現況（衣浦西部）

項目 市町名	令和6年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
半田市	1,874	103,646	92,425	30,841
知多市	190	13,402	13,338	3,786
阿久比町	376	24,088	21,170	5,483
東浦町	435	29,723	25,052	7,291
武豊町	670	35,390	31,808	10,164
計	3,545	206,249	183,793	57,566

注1) 処理区域面積は、令和7年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

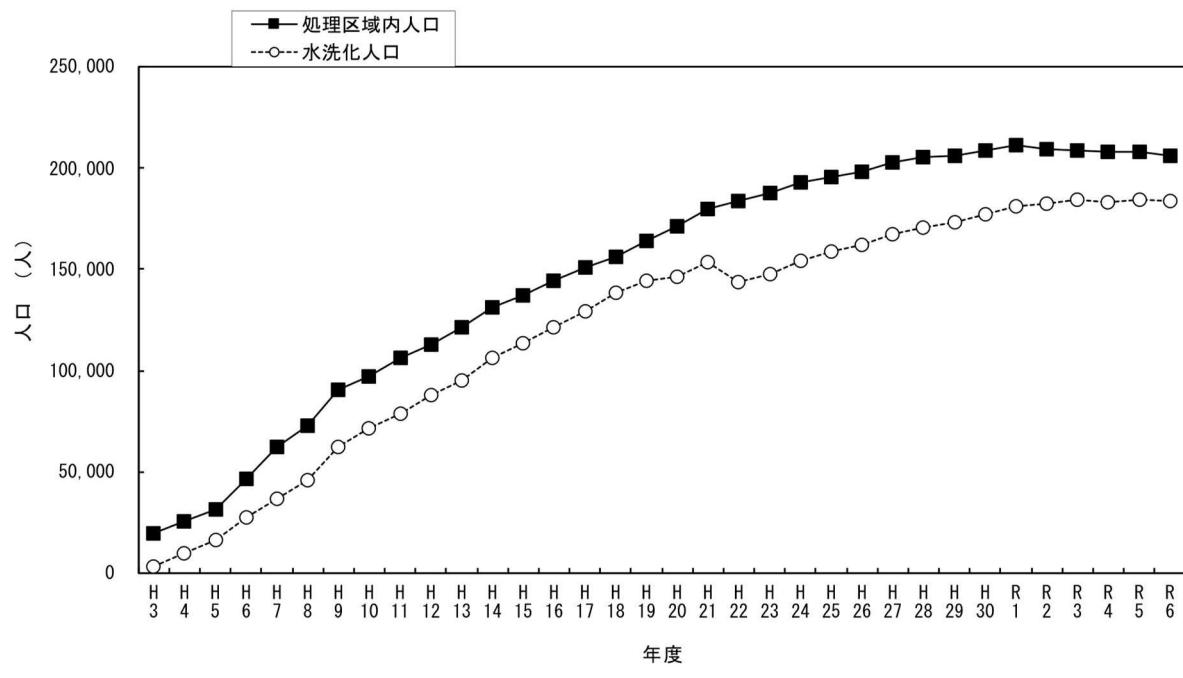
注2) 処理区域内人口は、令和7年4月1日現在の処理開始公示区域において、令和7年4月1日現在の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、令和7年4月1日現在の下水道接続人口を示している。

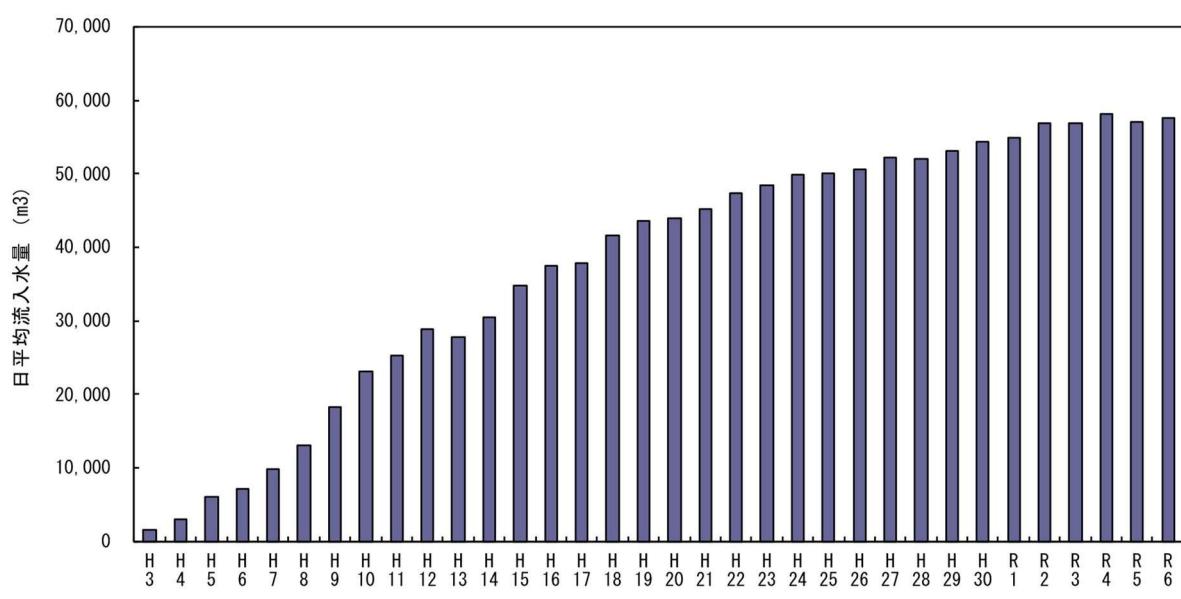
注4) 流入水量は、令和6年度の日平均流入水量を示している。

注5) 将来流域下水道に編入される計画の区域・人口は含まない。

注6) 端数処理をしているため、合計値が合わないことがある。



衣浦西部処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

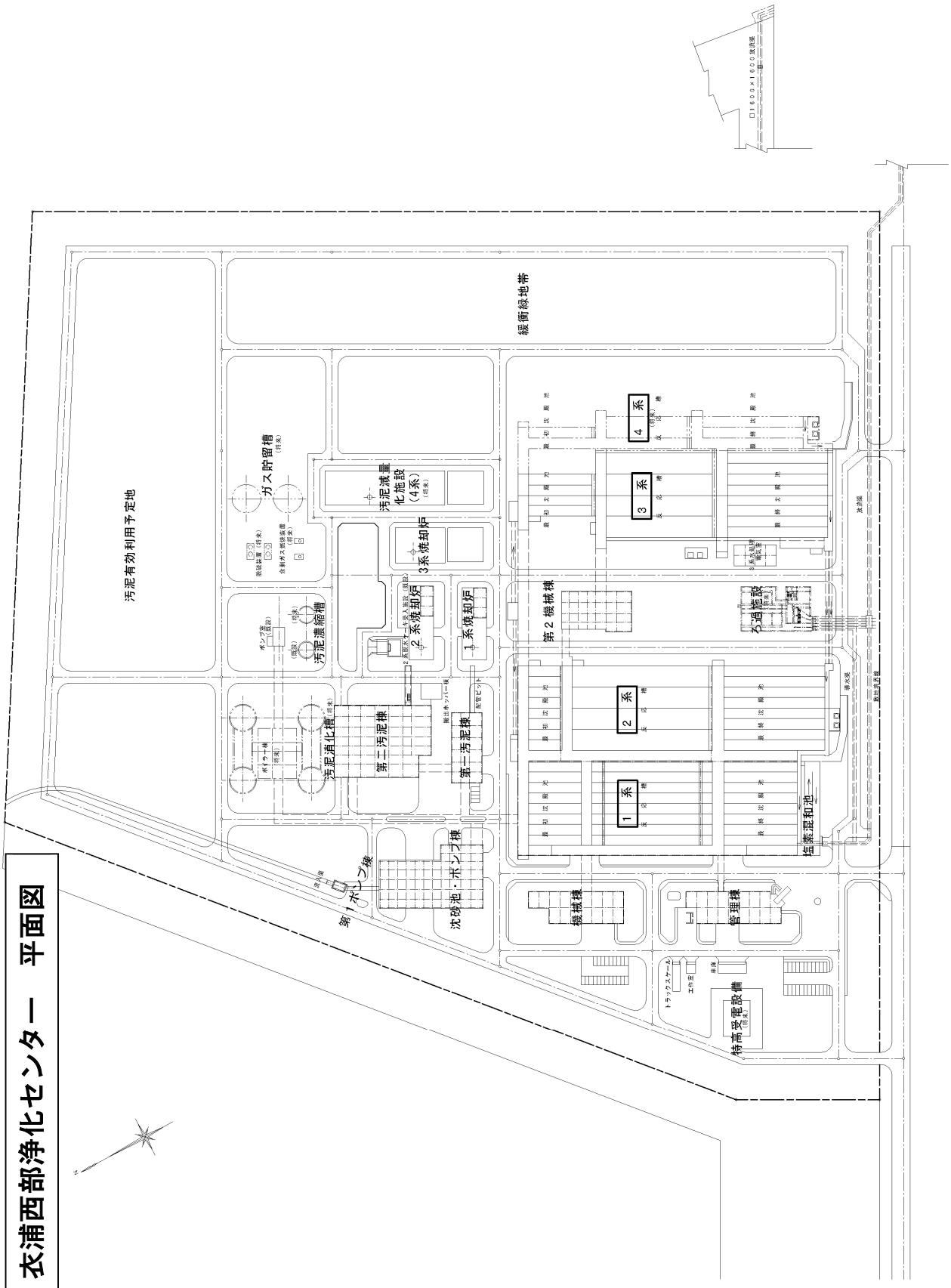


衣浦西部処理区の流入水量の推移

衣浦西部流域下水道事業 計画一般図



平面図
衣浦西部淨化センター



関連市町別の計画概要（衣浦西部）

			流域下水道名	処理区名
			矢作川・境川	衣浦西部
項目	基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画(認可)※	都市計画法事業認可
当初決定、届出、認可	目標年次	昭和 57 年 12 月 27 日	昭和 58 年 12 月 16 日	昭和 60 年 3 月 20 日
		平成 22 年 12 月 24 日	令和 5 年 2 月 10 日	令和 5 年 3 月 24 日
			～令和 11 年 3 月 31 日	～令和 11 年 3 月 31 日
事業期間	令和 12 年度			
	半田市	1,995.0		1,973.0
	知多市	190.1		190.1
	阿久比町	391.0		391.0
	東浦町	538.4		502.2
	武豊町	703.9		695.2
	計	3,818.4		3,751.5
計画人口	半田市	108,487		106,940
	知多市	13,200		13,278
	阿久比町	26,185		25,562
	東浦町	28,976		28,389
	武豊町	35,188		35,031
	計	212,036		209,200
計画汚水量	半田市	57,715		52,226
	知多市	6,540		6,013
	阿久比町	13,146		11,747
	東浦町	15,076		13,482
	武豊町	19,524		17,921
	計	112,001		101,389

注) 合計の欄は四捨五入の関係上合わないものがあります。

注) 令和 7 年 8 月末現在。

注) 平成 24 年 3 月 31 日以前の下水道法事業計画については、届出日ではなく国からの認可日となっています。

基本計画の経緯（衣浦西部）

項目	基本計画			
	当初計画	第1回変更	第2回変更	第3回変更
計画策定期度	昭和57年度	平成5年度	平成15年度	平成23年度
対象市町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町
処理区域面積(ha)	4,384	4,917	4,773	4,765
計画処理人口(人)	197,900	246,600	229,800	232,800
計画汚水量(m ³ /日最大)	180,000	177,100	141,600	122,003
管渠延長(m)	21,297	21,188	25,750	25,750
中継ポンプ場面積(m ²)	州の崎 500	州の崎 500	亀崎 760	亀崎 760
処理場能力(m ³ /日最大)	180,000	180,000	141,600	122,000
処理場面積(m ²)	327,000	217,800	217,800	217,800
計画目標年次	昭和75年	平成22年	平成27年	令和7年
項目	基本計画			
	第4回変更	第5回変更		
計画策定期度	平成29年度	令和4年度		
対象市町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町		
処理区域面積(ha)	4,072	3,818		
計画処理人口(人)	212,850	212,036		
計画汚水量(m ³ /日最大)	112,910	112,001		
管渠延長(m)	25,650	25,840		
中継ポンプ場面積(m ²)	亀崎 760	亀崎 760		
処理場能力(m ³ /日最大)	113,000	112,100		
処理場面積(m ²)	217,800	217,800		
計画目標年次	令和7年	令和12年		

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。

管渠延長は計画ベースで、放流渠(当初 60m、変更後 370m)は含まず。

都市計画決定の経緯（衣浦西部）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当 初 決 定	第 1 回 変 更	第 2 回 変 更	第 3 回 変 更
告 示 年 月 日	S57.12.27	H 元.11.29	H5.2.22	H7.2.20
対 象 市 町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町
処理区域面積(ha)	3,630	3,630	3,750	3,750
管 渠 延 長 (m)	21,350	21,590	21,570	21,560
中継ボンプ場面積(m ²)	州の崎 500	州の崎 500	州の崎 500	州の崎 500
処理場面積(m ²)	327,000	217,800	217,800	217,800
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・管渠計画 衣浦西部第1幹線 阿久比幹線 放流渠 ・終末処理場面積 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域面積 ・管渠計画 阿久比幹線 	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠計画 衣浦西部第1幹線
項 目	都 市 計 画 決 定			
	第 4 回 変 更	第 5 回 変 更	第 6 回 変 更	
告 示 年 月 日	H11.2.17	H12.3.7	H22.12.24	
対 象 市 町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	
処理区域面積(ha)	—	—	—	
管 渠 延 長 (m)	—	—	—	
中継ボンプ場面積(m ²)	—	—	—	
処理場面積(m ²)	—	—	—	
変 更 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠計画 衣浦西部第1幹線 21,560→26,120m 	<ul style="list-style-type: none"> ・中継ボンプ場の変更 州の崎 500 →亀崎 760m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の再編に伴う名称変更 	

平成8年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を表示しない。
平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画(認可)の経緯(衣浦西部)

項目		下水道法事業計画(旧認可)				
		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更
策定年月日		S58.12.16	H3.5.21	H5.3.30	H7.8.28	H10.3.2
対象市町	半田市、阿久比町 武豊町	半田市、知多市、 阿久比町、東浦町、 武豊町	半田市、知多市、 阿久比町、東浦町、 武豊町	半田市、知多市、 阿久比町、東浦町、 武豊町	半田市、知多市、 阿久比町、東浦町、 武豊町	半田市、知多市、 阿久比町、東浦町、 武豊町
処理区域面積(ha)	864	2,319	2,319	2,439	2,733	
計画処理人口(人)	25,000	75,700	75,700	77,100	122,000	
計画汚水量(m ³ /日最大)	22,100	41,500	41,500	44,800	62,800	
管渠延長(m)	10,006	21,594	21,573	21,560	21,190	
中継ポンプ場(名称)	—	—	—	州の崎	州の崎	
処理場能力(m ³ /日最大)	22,500	45,000	45,000	45,000	64,000	
処理場面積(m ²)	214,000	217,800	217,800	217,800	217,800	
処理方式	水処理	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法及び嫌気無酸素好気法
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事業期間等	S46.11.25～ H6.3.31	S46.11.25～ H12.3.31	S46.11.25～ H12.3.31	S46.11.25～ H12.3.31	S46.11.25～ H16.3.31	S46.11.25～ H16.3.31
変更内容	・衣浦西部処理区の追加	・処理区域面積の変更 ・管渠計画の変更 ・脱水汚泥焼却の追加 ・中継ポンプ場の追加	・管渠計画の変更 (ルート、網跡) ・施設配置の変更 ・焼却施設能力の変更	・管渠計画の変更 (第1幹線：ルート) (阿久比：管径) ・計測方式・接続箇所の 処理分区面積の変更 ・フレームの変更	・処理区域面積の変更 ・接続点の追加 ・処理方式の変更	
項目		下水道法事業計画(旧認可)				
		第5回変更	第6回変更	第7回変更	第8回変更	第9回変更
策定年月日		H11.3.18	H12.5.26	H17.5.10	H20.5.30	H24.3.19
対象市町	半田市、知多市、 阿久比町、東浦町、 武豊町	半田市、知多市、 阿久比町、東浦町、 武豊町	半田市、知多市、 阿久比町、東浦町、 武豊町	半田市、知多市、 阿久比町、東浦町、 武豊町	半田市、知多市、 阿久比町、東浦町、 武豊町	半田市、知多市、 阿久比町、東浦町、 武豊町
処理区域面積(ha)	2,766	2,878	3,343	3,759	3,809	
計画処理人口(人)	122,000	143,600	170,684	189,467	202,565	
計画汚水量(m ³ /日最大)	62,800	74,700	98,291	103,585	103,398	
管渠延長(m)	25,750	25,750	25,750	25,750	25,750	
中継ポンプ場(名称)	州の崎	亀崎	亀崎	亀崎	亀崎	
処理場能力(m ³ /日最大)	64,000	83,000	103,600	103,600	103,600	
処理場面積(m ²)	217,800	217,800	217,800	217,800	217,800	
処理方式	水処理	凝集剤添加活性汚泥法及び嫌気無酸素好気法	凝集剤添加活性汚泥法+高速連続ろ過 及び 凝集剤添加嫌気無酸素好気法+高速連続ろ過	凝集剤添加活性汚泥法及び 凝集剤添加嫌気無酸素好気法 及び 凝集剤添加硝化脱窒法+高速ろ過	凝集剤添加活性汚泥法 凝集剤添加嫌気無酸素好気法 凝集剤添加硝化脱窒法+高速ろ過	凝集剤添加活性汚泥法 凝集剤添加嫌気無酸素好気法 凝集剤添加硝化脱窒法
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事業期間等	S46.11.25～ H16.3.31	S46.11.25～ H19.3.31	S46.11.25～ H23.3.31	S46.11.25～ H26.3.31	S46.11.25～ H30.3.31	S46.11.25～ H30.3.31
変更内容	・処理区域面積の変更 ・接続点の追加 ・管渠計画の変更 (第1幹線：ルート、管渠延伸) ・中継ポンプ場の位置、能力変更	・処理区域面積の変更 ・接続点の追加 ・処理方式の変更	・処理区域面積の変更	・処理区域面積の変更 ・計画放流水質の設定 ・接続点の追加	・処理区域面積の変更 ・計画放流水質の変更 ・消化施設の追加 ・ろ過施設の削除 ・事業施行期間の変更	

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

下水道法事業計画(認可)の経緯(衣浦西部)

項目		下水道法事業計画(旧認可)			
策定期月日		第10回変更	第11回変更	第12回変更	第13回変更
対象市町	半田市、知多市、阿久比町、東浦町 武豊町	半田市、知多市、阿久比町、東浦町 武豊町	半田市、知多市、阿久比町、東浦町 武豊町	半田市、知多市、阿久比町、東浦町 武豊町	
処理区域面積(ha)	3,809	3,681	3,681	3,752	
計画処理人口(人)	203,000	204,500	204,500	209,200	
計画汚水量(m ³ /日最大)	103,398	100,133	100,133	101,389	
管渠延長(m)	25,750	25,650	25,650	25,650	
中継ポンプ場(名称)	亀崎	亀崎	亀崎	亀崎	
処理場能力(m ³ /日最大)	103,600	103,600	103,600	103,600	
処理場面積(m ²)	217,800	217,800	217,800	217,800	
処理方式	水処理 污泥処理	凝集剤添加活性汚泥法 及び 凝集剤添加嫌気無酸素好気法 及び 凝集剤添加硝化脱窒法 濃縮、消化、脱水、焼却	凝集剤添加硝化脱窒法 及び 凝集剤添加嫌気無酸素好気法 濃縮、消化、脱水、焼却	凝集剤添加硝化脱窒法 及び 凝集剤添加嫌気無酸素好気法 濃縮、消化、脱水、焼却	凝集剤添加硝化脱窒法 及び 凝集剤添加嫌気無酸素好気法 濃縮、消化、脱水、焼却
事業期間等	S46.11.25～H30.3.31	S46.11.25～R6.3.31	S46.11.25～R6.3.31	S46.11.25～R11.3.31	
変更内容	・共同汚泥処理に伴う焼却炉の能力及び台数の変更	・処理区域面積の変更 ・接続点の追加、削除 ・管渠計画の変更(延長、勾配) ・処理方式、施設の変更 ・計画放流水質の変更 ・ポンプ場施設の変更 ・事業施行期間の変更	・共同汚泥処理体制の位置付け	・処理区域面積の変更 ・事業実行期間の延長	
項目		下水道法事業計画(旧認可)			
策定期月日					
対象市町					
処理区域面積(ha)					
計画処理人口(人)					
計画汚水量(m ³ /日最大)					
管渠延長(m)					
中継ポンプ場(名称)					
処理場能力(m ³ /日最大)					
処理場面積(m ²)					
処理方式	水処理 汚泥処理				
事業期間等					
変更内容					

注) 策定期月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

都市計画法事業認可の経緯（衣浦西部）

項目	都市計画法事業認可				
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更
告示年月日	S60.3.20	S63.3.3	H3.5.21	H5.4.13	H7.9.5
対象市町	半田市、武豊町	半田市、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町
処理区域面積(ha)	(452)	—	—	—	—
計画処理人口(人)	(12,500)	(—)	(—)	—	—
計画汚水量(m³/日最大)	(11,250)	(—)	(—)	—	—
管渠延長(m)	4,780	10,000	19,450	19,430	21,560
中継ポンプ場面積(m²)	—	—	—	—	州の崎 500
処理場能力(m³/日最大)	(11,250)	(22,500)	(22,500)	(22,500)	(—)
処理場面積(m²)	10,900	221,000	217,800	217,800	217,800
事業期間等	S60.3.20～ H3.3.31	S60.3.20～ H6.3.31	S60.3.20～ H9.3.31	S60.3.20～ H9.3.31	S60.3.20～ H12.3.31
変更内容		・事業施行期間の変更 ・管渠の延伸	・事業施行期間の変更 ・管渠の延伸 ・処理場面積の変更	・管渠ルート、断面変更(阿久比幹線)	・事業施行期間の変更 ・第一幹線ルートの変更及び延伸 ・阿久比幹線管径の変更
項目	都市計画法事業認可				
	第5回変更	第6回変更	第7回変更	第8回変更	第9回変更
告示年月日	H10.2.3	H11.4.1	H12.5.16	H17.5.31	H20.6.17
対象市町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—	—
計画処理人口(人)	—	—	—	—	—
計画汚水量(m³/日最大)	—	—	—	—	—
管渠延長(m)	21,560	26,120	26,120	14,400	14,400
中継ポンプ場面積(m²)	州の崎 500	州の崎 500	亀崎 760	亀崎 760	亀崎 760
処理場能力(m³/日最大)	(—)	—	—	—	—
処理場面積(m²)	217,800	217,800	217,800	217,800	217,800
事業期間等	S60.3.20～ H16.3.31	S60.3.20～ H16.3.31	S60.3.20～ H19.3.31	S60.3.20～ H23.3.31	S60.3.20～ H26.3.31
変更内容	・事業施行期間の変更	・第一幹線ルートの変更及び延伸	・中継ポンプ場の位置の変更	・第二幹線、阿久比幹線の削除	・事業施行期間の変更

() 内は参考である。

都 市 計 画 法 事 業 認 可 の 経 緯 (衣 浦 西 部)

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	第 10 回 変 更	第 11 回 変 更	第 12 回 変 更	
告 示 年 月 日	H24.3.28	H30.2.28	R5.3.24	
対 象 市 町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	
処理区域面積(ha)	—	—	—	
計画処理人口(人)	—	—	—	
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	
管 渠 延 長 (m)	14,400	14,350	14,350	
中継ボンプ場面積(m ²)	亀崎 760	亀崎 760	亀崎 760	
処理場能力(m ³ /日最大)	—	—	—	
処理場面積(m ²)	217,800	217,800	217,800	
事 業 期 間 等	S60.3.20～ H30.3.31	S60.3.20～ R6.3.31	S60.3.20～ R11.3.31	
変 更 内 容	・事業施行期間の変更 ・処理方式の変更	・事業施行期間の変更 ・幹線の一部削除 ・処理方式の変更	・事業施行期間の変更	
項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
告 示 年 月 日				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
計画処理人口(人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
中継ボンプ場面積(m ²)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処理場面積(m ²)				
事 業 期 間 等				
変 更 内 容				

() 内は参考である。